

障害者（児） 福祉のてびき

四日市市社会福祉事務所障害福祉課

この「てびき」は、身体障害者手帳・療育手帳をお持ちのみなさんが利用できる諸制度を中心に、その概要を紹介したものです。ぜひ、ご活用ください。

なお各制度の内容については、2025年4月時点で確定している内容で作成しています。その後、内容が変わっている場合がありますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

も く じ

所…所得制限のあるサービス
介…介護保険で同等のサービスがあるもの

主な障害者施策の一覧	4	日常生活用具の給付 所 介	24
障害者総合支援法	10	紙おむつの給付 所 介	30
相談の窓口			
視覚障害者相談支援事業	15	点字出版物の給付	30
聴覚障害者相談支援事業	15	声の広報・点字広報の発行	31
障害者相談支援事業	16	点字・録音資料の貸出、対面読書	31
就業・生活相談支援事業	16	小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付 所	32
三重県自閉症・発達障害支援センター	17	居宅介護 介	33
三重県難病相談支援センター	17	障害者(児)短期入所 介	34
高次脳機能障害支援拠点機関 三重県身体障害者総合福祉センター	17	生活介護 介	34
四日市日常生活自立支援センター	18	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	35
成年後見制度	18	就労移行支援	35
障害者虐待についての通報・相談	18	就労継続支援	35
身体障害者相談員	19	児童通所支援	36
知的障害者相談員	19	高額障害福祉サービス等給付費	37
市役所等の相談窓口	20	日中一時支援事業	38
手 帳			
身体障害者手帳	22	重度障害者等就労支援特別事業	38
療育手帳	23	視覚障害者等歩行訓練等事業	38
日常生活の援助			
補装具費(購入・修理)の支給 所 介	24	四日市市高額地域生活支援事業利用者負担扶助費	39
車いすの貸出	24	訪問入浴サービス 介	39
		訪問給食サービス 介	39
健康・医療			
		障害者医療費の助成 所	40

所…所得制限のあるサービス

介…介護保険で同等のサービスがあるもの

特定疾病療養受療証の交付	40	四日市市重度障害(者)手当 所	50
後期高齢者医療制度	40	四日市市重度障害(児)手当	50
指定難病にかかる特定医療費の支給	41	税金の軽減など	
自立支援医療(更生医療)の支給 所	41	所得税、市・県民税の所得控除	51
自立支援医療(育成医療)の支給	41	市・県民税の非課税制度	51
自立支援医療(精神通院)の支給	41	利子所得の非課税制度	51
小児慢性特定疾病医療費の支給	42	相続税の障害者控除・贈与税の非課税制度	51
医療的ケア児等医療情報共有システム(MEIS)	42	自動車	
はり・きゅう・マッサージ利用券の交付	43	自動車税等の減免	52
あけぼの学園の専門職による個別支援	43	自動車と消費税	54
障害者(児)の歯科診療	44	自動車運転免許取得費の助成 所	55
みえ歯ートネット	44	自動車改造費の助成 所	55
介護保険	45	自動車燃料費用の助成 所	56
年金・手当・扶養共済		運転免許の適性審査	56
障害基礎年金(国民年金) 所	46	身体障害者標識・聴覚障害者標識	56
障害厚生年金(厚生年金保険)	46	有料道路通行料金の割引	57
障害年金生活者支援給付金	47	駐車禁止の除外指定	58
心身障害者扶養共済制度	47	おもいやり駐車場利用証制度	58
特別障害者手当 所	48	公共料金の減免など	
障害児福祉手当 所	48	鉄道運賃の割引	59
特別児童扶養手当 所	49	バス運賃(JR、三交、三岐等)の割引	59
児童扶養手当 所	49	タクシー運賃の割引	60

タクシー料金の助成	60	選挙の投票	69
航空運賃の割引	60	障害者就労支援	70
市営自転車等駐車場料金の減免	61	障害福祉サービス事業所等通所費の給付	70
くすの木パーキングの駐車料金の割引	61	知的障害者社会適応訓練	70
NHK放送受信料の免除	62	四日市視覚障害者福祉センター	71
青い鳥郵便はがきの配布	62	知的障害者青年学級(青年のつどい)	71
携帯電話の使用料の割引	63	四日市市障害者体育センター	71
NTT無料番号案内(ふれあい案内)	63		
		貸付等	
		生活福祉資金貸付	72
		職 業	
		四日市公共職業安定所(ハローワーク四日市)	74
		三重障害者職業センター	74
		国立(県営)愛知障害者職業能力開発校	74
		国立職業リハビリテーションセンター	74
		国立吉備高原職業リハビリテーションセンター	74
		福祉のまちづくり	
		バリアフリーのまちづくり	75
		身体障害者補助犬	76
		障害を理由とする差別の解消の推進	77
		苦情解決	77
		身体障害者障害程度等級表	78
住 宅			
障害者世帯住宅	64		
県営住宅に関するお問い合わせ	64		
社会参加			
障害者デイサービス 機能訓練(理学療法)	65		
障害者デイサービス 機能訓練(言語リハビリ)	65		
障害者デイサービス 社会適応訓練(点字教室)	66		
障害者デイサービス 創作的活動	66		
四日市市障害者福祉センター(貸館)	66		
移動支援	67		
同行援護	67		
手話通訳者・要約筆記者の派遣	68		
失語症会話パートナーの派遣	68		
FAX・インターネットを利用した警察・消防への通報	68		

主な障害者施策の一覧

⑧…所得制限のあるサービス

②…介護保険で同等のサービスがあるもの

①この一覧表は、障害程度により利用できる「施策」の一応の目安です。

「施策」によっては、住所、年齢、所得、世帯等の状況による制限がある場合がありますので、詳しくは本文をご覧ください、担当の窓口でご確認ください。

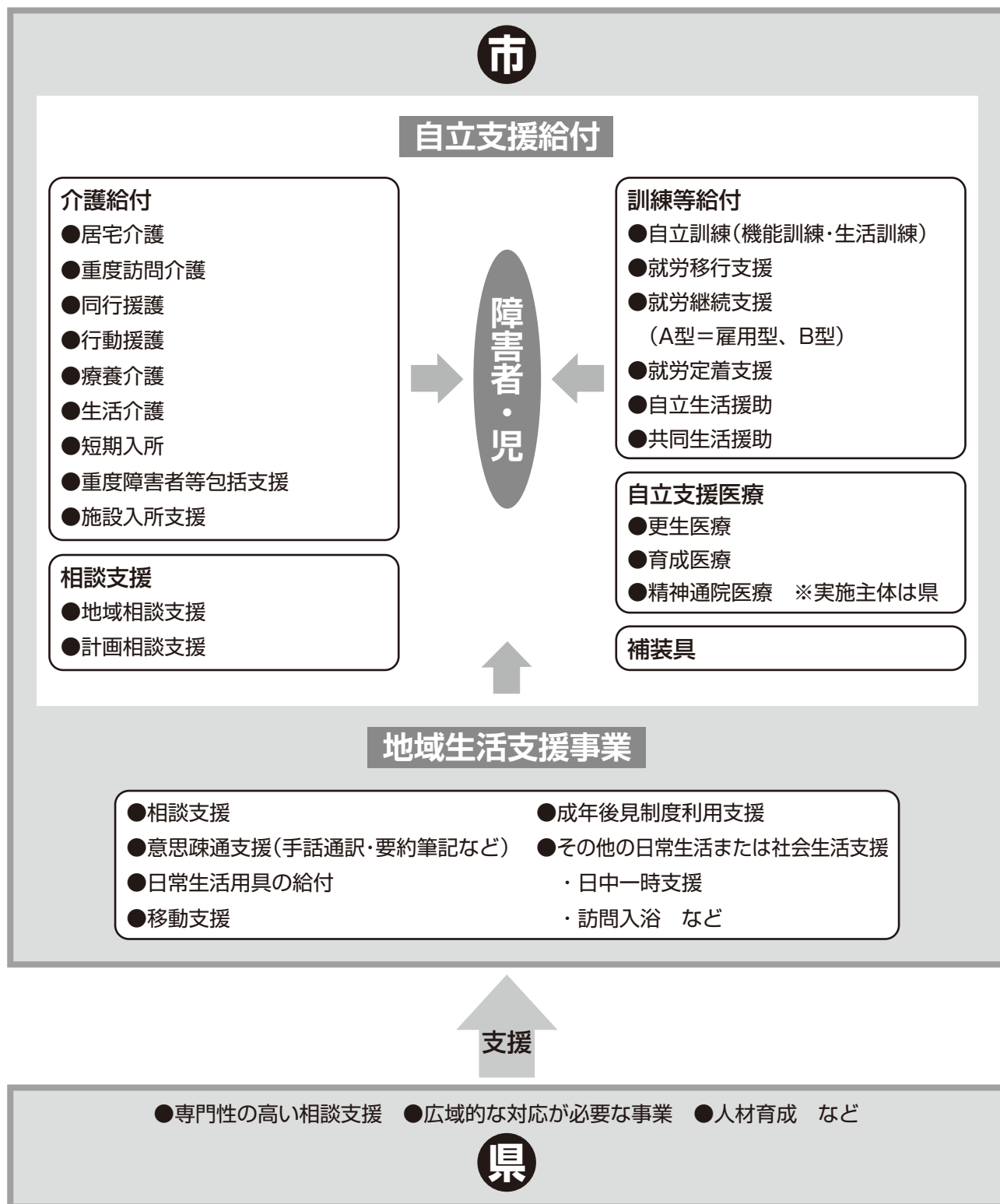
②△は、「等級」の一部または「障害の種別」の一部が該当するものです。(P78・79の身体障害者障害程度等級表を参照)

③年金・手当は、それぞれ独自の支給基準で決定します。該当するかどうかは、担当の窓口でご確認ください。

施策	障害の種類 等級	てびき 本文 ページ	知的障害				視覚障害				視覚障害		聴覚・平衡機能障害					音声 言語 そしゃく		肢体不自由 上肢・下肢・体幹 脳原性運動機能障害						内部障害 (心臓・じん臓・ 肝臓など)			
			A 1	A 2	B 1	B 2	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4
【日常生活の援助】																													
補装具費(購入・修理)の支給 所 介	P24					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	△		△	△	
日常生活用具の給付 所 介	P24	○	○			○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△		△	△	
紙おむつの給付 所 介	P30	○	○															○	○										
声の広報・点字広報の発行	P31					○	○	○	○	○	○																		
点字・録音資料の貸出、対面読書	P31					○	○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○						
居宅介護 介	P33	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
障害者(児)短期入所 介	P34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
就労継続、生活介護など (介)	P34 P35	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
視覚障害者等歩行訓練等事業	P38					○	○	○	○	○	○																		
訪問入浴サービス 介	P39																	○	○										
訪問給食サービス 介	P39																	○	○										
【健康・医療】																													
障害者医療費の助成 所	P40	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	
自立支援医療費(更生医療)の支給 所	P41					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
はり・きゅう・マッサージ利用券の交付	P43																	○	○										
【年金・手当・扶養共済】																													
障害基礎年金(国民年金) 所	P46	○	○	△	△	○	○	○				○	○				○		○	○	△				△	△	△		
心身障害者扶養共済制度	P47	○	○	○	○	○	○	○				○	○				○		○	○	○				○	○	○		
特別障害者手当 所	P48	詳しくは障害福祉課手当・医療費係 TEL 059-354-8163 へお問い合わせください。																											
障害児福祉手当 所	P48	詳しくは障害児福祉課 TEL 059-354-8163 へお問い合わせください。																											
特別児童扶養手当 所	P49	詳しくはこども手当・医療給付課 TEL 059-354-8083 へお問い合わせください。																											
児童扶養手当 所	P49	詳しくはこども手当・医療給付課 TEL 059-354-8083 へお問い合わせください。																											
四日市市重度障害(者)手当 所	P50	○	○			○	○					○							○	○					○	○			
四日市市重度障害(児)手当	P50	○	○			○	○					○						○	○						○	○			
【税金の軽減など】																													
所得税、市・県民税の所得控除	P51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
【自動車】																													
自動車税等の減免	P52	○	○			○	○	○	○			○	○				△		○	○	△	△	△	△	○	○	○		
自動車運転免許取得費の助成 所	P55											○	○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○		
自動車改造費の助成 所	P55																	○	○	○	○	○	○						
自動車燃料費用の助成 所	P56																	△	△	△				○					
有料道路通行料金の割引	P57	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
おもいやり駐車場利用証制度	P58	○	○			○	○	○	○			○	○		△			○	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○	
【公共料金の減免など】																													
鉄道運賃の割引	P59	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
バス運賃(JR、三交、三岐等)の割引	P59	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
タクシー運賃の割引	P60	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
タクシー料金の助成 所	P60	○	○			○	○											△	△	△				○					
航空運賃の割引	P60	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
【住宅】																													
障害者世帯住宅 所	P64																	○	○	○									
【社会参加】																													
障害者デイサービス	P65					○	○	○				○	○				○		○	○	○				○	○	○		
機能訓練	P65 P66																△	△	○	○	○								
移動支援	P67	○	○	○	○														△										
同行援護	P67					○	○	○	○	○	○																		
手話通訳者・要約筆記者の派遣	P68											○	○	○		○	△	△											
失語症会話パートナーの派遣	P68																△	△											
選挙の投票	P69																		△	△					○	○	○		
【貸付等】																													
生活福祉資金貸付	P72	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律に基づく障害福祉サービス体系図

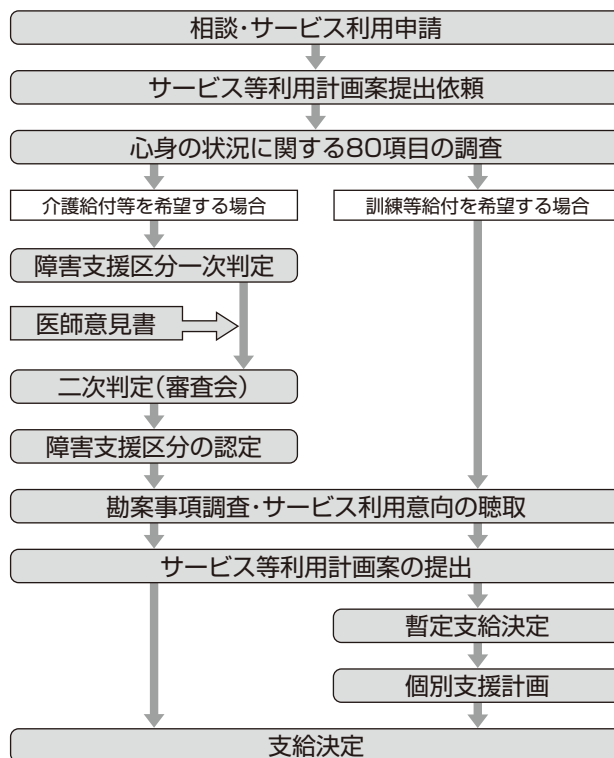
障害の種類を越えた共通のサービスを提供し、地域で安心して暮らせる、社会の実現をめざします。



介護給付、訓練等給付の申請から給付のながれ

障害福祉サービスを利用するには申請が必要です。

- ①利用者の相談を受け、市へサービス利用申請をする。
指定の相談支援事業所にサービス等利用計画案の作成を依頼する。
調査員が、認定調査(アセスメント)を実施する。
- ②認定調査の結果に基づき、障害支援区分一次判定、審査会で二次判定を実施し、その結果に基づき、市は障害支援区分を認定し通知する。
- ③市は、勘案事項の調査、サービス利用の意向を聴取し、障害支援区分、サービス等利用計画案を参考にして、サービス支給決定を行い、決定通知書・受給者証を送付する。
- ④決定通知を受けた利用者は、事業者とサービス利用契約を結び、サービス提供を受け、利用者負担額を事業者に支払う。
- ⑤事業者は市へ公費負担分を請求し、市は事業者へ支払う。



●利用者負担

1 月ごとの利用者負担には上限があります。

●所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世 帯 の 範 囲
18歳以上の障害者(施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある人とその配偶者
障害児(施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

●障害者の利用者負担

区 分	世 帯 の 収 入 状 況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯(所得割16万円未満) ※施設入所支援(20歳以上)、共同生活援助・宿泊型自立訓練利用者を除きます(注)。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注)施設入所支援(20歳以上)、共同生活援助・宿泊型自立訓練利用者は、市民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

●障害児の利用者負担

区 分	世 帯 の 収 入 状 況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯 (所得割28万円未満)	居宅で生活する障害児の場合 4,600円 入所施設利用の場合 9,300円
一般2	上記以外	37,200円

2 療養介護・施設入所支援・共同生活援助の場合、サービスの種類や収入状況等によって医療費や食事等実費負担の減免、家賃補助があります。

【問合せ】

障害福祉課 障害福祉係 TEL 059-354-8527 FAX 059-354-3016

難病等の方々の障害福祉サービス等の利用について

障害者総合支援法では、難病の方々も身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等※を受けることができます。（サービスの内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には相当する介護保険サービスを優先して受けていただくことになります。）

※障害児・者については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業

対象者 対象疾病（一覧表参照）による
障害がある方々。

手続き 対象疾病に罹患していることがわかる証明書（診断書または特定医療費（指定難病）受給者証等）を持参の上、障害福祉課へご相談ください。

障害者総合支援法の対象疾病一覧表（376疾病）

○障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病） △表記が変更された疾病（2疾病） ※新たに対象となる疾病（7疾病）

番号	疾 病 名
1	アイカルディ症候群
2	アイザックス症候群
3	IgA腎症
4	IgG4関連疾患
5	亜急性硬化性全脳炎
6	アジソン病
7	アッシャー症候群
8	アトピー性脊髄炎
9	アペール症候群
10	アミロイドーシス
11	アラジール症候群
12	アルポート症候群
13	アレキサンダー病
14	アンジェルマン症候群
15	アントレー・ビクスラー症候群
16	イソ吉草酸血症
17	一次性ネフローゼ症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	1p36欠失症候群
20	遺伝性自己炎症疾患
21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺
23	遺伝性膀胱炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血
25	ウィーバー症候群
26	ウィリアムズ症候群
27	ウィルソン病
28	ウエスト症候群
29	ウェルナー症候群
30	ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病
32	HTRA1関連脳小血管病
33	HTLV-1関連脊髄症
34	ATR-X症候群
35	ADH分泌異常症
36	エーラス・ダンロス症候群
37	エプスタイン症候群
38	エプスタイン病
39	エマヌエル症候群
40	MECP2重複症候群

番号	疾 病 名
41	LMNB1関連大脳白質脳症 ※
42	遠位型ミオパチー
43	円錐角膜 ○
44	黄色靱帯骨化症
45	黄斑ジストロフィー
46	大田原症候群
47	オクシピタル・ホーン症候群
48	オスラー病
49	カーニー複合
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
51	潰瘍性大腸炎
52	下垂体前葉機能低下症
53	家族性地中海熱
54	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）
55	家族性良性慢性天疱瘡
56	カナバン病
57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
58	歌舞伎症候群
59	ガラクトース-1-リン酸ウルリッヒトランスフェラーゼ欠損症
60	カルニチン回路異常症
61	加齢黄斑変性 ○
62	肝型糖原病
63	間質性膀胱炎（ハンナ型）
64	環状20番染色体症候群
65	関節リウマチ
66	完全大血管転位症
67	眼皮膚白皮症
68	偽性副甲状腺機能低下症
69	ギャロウェイ・モワト症候群
70	急性壊死性脳症 ○
71	急性網膜壊死 ○
72	球脊髄性筋萎縮症
73	急速進行性糸球体腎炎
74	強直性脊椎炎
75	巨細胞性動脈炎
76	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
77	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
80	筋萎縮性側索硬化症

番号	疾 病 名
81	筋型糖原病
82	筋ジストロフィー
83	クッシング病
84	クリオピリン関連周期熱症候群
85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
86	クルーゾン症候群
87	グルコーストランスポーター1欠損症
88	グルタル酸血症1型
89	グルタル酸血症2型
90	クロウ・深瀬症候群
91	クローン病
92	クロンカイト・カナダ症候群
93	痙攣重症型（二相性）急性脳症
94	結節性硬化症
95	結節性多発動脈炎
96	血栓性血小板減少性紫斑病
97	限局性皮質異形成
98	原発性肝外門脈閉塞症 ※
99	原発性局所多汗症 ○
100	原発性硬化性胆管炎
101	原発性高脂血症
102	原発性側索硬化症
103	原発性胆汁性胆管炎
104	原発性免疫不全症候群
105	顕微鏡的大腸炎 ○
106	顕微鏡的多発血管炎
107	高IgD症候群
108	好酸球性消化管疾患
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
110	好酸球性副鼻腔炎
111	抗糸球体基底膜腎炎
112	後縦靱帯骨化症
113	甲状腺ホルモン不応症
114	拘束型心筋症
115	高チロシン血症1型
116	高チロシン血症2型
117	高チロシン血症3型
118	後天性赤芽球癆
119	広範脊柱管狭窄症
120	膠様滴状角膜ジストロフィー

(2025年4月1日現在)

番号	疾 病 名
121	抗リン脂質抗体症候群
122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症 ※
123	コケイン症候群
124	コステロ症候群
125	骨形成不全症
126	骨髄異形成症候群 ○
127	骨髄線維症 ○
128	ゴナドトロピン分泌亢進症
129	5p欠失症候群
130	コフィン・シリス症候群
131	コフィン・ローリー症候群
132	混合性結合組織病
133	鰓耳腎症候群
134	再生不良性貧血
135	サイトメガロウィルス角膜内皮炎 ○
136	再発性多発軟骨炎
137	左心低形成症候群
138	サルコイドーシス
139	三尖弁閉鎖症
140	三頭酵素欠損症
141	CFC症候群
142	シェーグレン症候群
143	色素性乾皮症
144	自己貧食空胞性ミオパチー
145	自己免疫性肝炎
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
147	自己免疫性溶血性貧血
148	四肢形成不全 ○
149	シトステロール血症
150	シトリン欠損症
151	紫斑病性腎炎
152	脂肪萎縮症
153	若年性特発性関節炎
154	若年性肺気腫
155	シャルコー・マリー・トゥース病
156	重症筋無力症
157	修正大血管転位症
158	出血性線溶異常症 ※
159	ジュベール症候群関連疾患
160	シュワルツ・ヤンベル症候群
161	神経細胞移動異常症
162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
163	神経線維腫症

番号	疾 病 名
164	神経有棘赤血球症
165	進行性核上性麻痺
166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
167	進行性骨化性線維異形成症
168	進行性多巣性白質脳症
169	進行性白質脳症
170	進行性ミオクロームスてんかん
171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症 △
174	スタージ・ウェーバー症候群
175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
176	スミス・マギニス症候群
177	スモン ○
178	脆弱X症候群
179	脆弱X症候群関連疾患
180	成人発症スチル病
181	成長ホルモン分泌亢進症
182	脊髄空洞症
183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
184	脊髄髄膜瘤
185	脊髄性筋萎縮症
186	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
187	前眼部形成異常
188	全身性エリテマトーデス
189	全身性強皮症
190	先天異常症候群
191	先天性横隔膜ヘルニア
192	先天性核上性球麻痺
193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
194	先天性魚鱗癬
195	先天性筋無力症候群
196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
197	先天性三尖弁狭窄症
198	先天性腎性尿崩症
199	先天性赤血球形成異常性貧血
200	先天性僧帽弁狭窄症
201	先天性大脳白質形成不全症
202	先天性肺静脈狭窄症
203	先天性風疹症候群 ○
204	先天性副腎低形成症
205	先天性副腎皮質酵素欠損症

番号	疾 病 名
206	先天性ミオパチー
207	先天性無痛無汗症
208	先天性葉酸吸収不全
209	前頭側頭葉変性症
210	線毛機能不全症候群(カルタゲナー(Kartagener)症候群を含む。)
211	早期ミオクロニー脳症
212	総動脈幹遺残症
213	総排泄腔遺残
214	総排泄腔外反症
215	ソトス症候群
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
218	大脳皮質基底核変性症
219	大理石骨病
220	ダウン症候群 ○
221	高安動脈炎
222	多系統萎縮症
223	タナトフォリック骨異形成症
224	多発血管炎性肉芽腫症
225	多発性硬化症／視神経脊髄炎
226	多発性軟骨性外骨腫症 ○
227	多発性嚢胞腎
228	多脾症候群
229	タンジール病
230	単心室症
231	弾性線維性仮性黄色腫
232	短腸症候群 ○
233	胆道閉鎖症
234	遅発性内リンパ水腫
235	チャージ症候群
236	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群
237	中毒性表皮壊死症
238	腸管神経節細胞僅少症
239	TRPV4異常症
240	TSH分泌亢進症
241	TNF受容体関連連周期性症候群
242	低ホスファターゼ症
243	天疱瘡
244	特発性拡張型心筋症
245	特発性間質性肺炎
246	特発性基底核石灰化症
247	特発性血性症(遺伝性血性色素因によるものに限る。)
248	特発性後天性全身性無汗症

番号	疾 病 名
249	特発性大腿骨頭壊死症
250	特発性多中心性キャスルマン病
251	特発性門脈圧亢進症
252	特発性両側性感音難聴
253	突発性難聴 ○
254	ドラベ症候群
255	中條・西村症候群
256	那須・ハコラ病
257	軟骨無形成症
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
259	22q11.2欠失症候群
260	乳児発症STING 関連血管炎 ※
261	乳幼児肝巨大血管腫
262	尿素サイクル異常症
263	ヌーナン症候群
264	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
265	ネフロン癆
266	脳クレアチン欠乏症候群
267	脳髄黄色腫症
268	脳内鉄沈着神経変性症
269	脳表ヘモジデリン沈着症
270	膿疱性乾癬
271	嚢胞性線維症
272	パーキンソン病
273	バージャー病
274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
275	肺動脈性肺高血圧症
276	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
277	肺低換気症候群
278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
279	バッド・キアリ症候群
280	ハンチントン病
281	汎発性特発性骨増殖症 ○
282	PCDH19関連症候群
283	PURA関連神経発達異常症 ※
284	非ケトーシス型高グリシン血症
285	肥厚性皮膚骨膜症
286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
288	肥大型心筋症
289	左肺動脈右肺動脈起始症
290	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症
291	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症

番号	疾 病 名
292	ビッカースタッフ脳幹脳炎
293	非典型溶血性尿毒症症候群
294	非特異性多発性小腸潰瘍症
295	皮膚筋炎／多発性筋炎
296	びまん性汎細気管支炎 ○
297	肥満低換気症候群 ○
298	表皮水疱症
299	ヒルシュスブルング病(全結腸型又は小腸型)
300	VATER症候群
301	ファイファー症候群
302	ファロー四徴症
303	ファンconi貧血
304	封入体筋炎
305	フェニルケトン尿症
306	フォンタン術後症候群 ○
307	複合カルボキシラーゼ欠損症
308	副甲状腺機能低下症
309	副腎白質ジストロフィー
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症
311	ブラウ症候群
312	ブラダー・ウィリ症候群
313	プリオン病
314	プロピオン酸血症
315	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)
316	閉塞性細気管支炎
317	β-ケトチオラーゼ欠損症
318	ベーチェット病
319	ベスレムミオパチー
320	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
321	ヘモクロマトーシス ○
322	ペリー病
323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
324	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
325	片側巨脳症
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症
329	ホモシスチン尿症
330	ポルフィリン症
331	マリネスコ・シェーグレン症候群
332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
333	多巣性運動ニューロパチー

番号	疾 病 名
334	慢性血栓性肺高血圧症
335	慢性再発性多発性骨髄炎
336	慢性膀胱炎 ○
337	慢性特発性偽性腸閉塞症
338	ミオクロニー欠伸てんかん
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
340	ミトコンドリア病
341	無虹彩症
342	無脾症候群
343	無βリボタンパク血症
344	メーブルシロップ尿症
345	メチルグルタコン酸尿症
346	メチルマロン酸血症
347	メビウス症候群
348	免疫性血小板減少症 △
349	メンケス病
350	網膜色素変性症
351	もやもや病
352	モワット・ウィルソン症候群
353	薬剤性過敏症候群 ○
354	ヤング・シンプソン症候群
355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
357	4p欠失症候群
358	ライソゾーム病
359	ラスムッセン脳炎
360	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
361	ランドウ・クレフナー症候群
362	リジン尿性蛋白不耐症
363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
364	両大血管右室起始症
365	リンパ管腫症／ゴーハム病
366	リンパ管筋腫症
367	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
368	ルビンシュタイン・ティビ症候群
369	レーベル遺伝性視神経症
370	リチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
372	レット症候群
373	レノックス・ガストー症候群
374	ロウ症候群 ※
375	ロスモンド・トムソン症候群
376	肋骨異常を伴う先天性側弯症

相談の窓口

視覚障害者相談支援事業

視覚障害のあるかたの自立と社会参加を促すことを目的として、情報の提供や、生活訓練等の支援を行っています。目の見えない方、見えにくい方のための情報・文化・交流の拠点です。

【内 容】

点字図書・録音図書の貸出、パソコン指導、日常生活用具展示・紹介、生活相談・生活訓練、交流事業、対面朗読、プライベートサービス、点字指導、ボランティア養成

【問合せ】

三重県視覚障害者支援センター

津市桜橋二丁目131 三重県社会福祉会館内1階

午前9時～午後5時

※日曜日、祝日、年末年始は休館です。

TEL 059-228-3463 (代表)

TEL 059-228-6367 (図書部門)

FAX 059-228-8425

Eメール center@mieten.jp

聴覚障害者相談支援事業

聴覚障害のあるかたの福祉向上と情報提供、情報保障、情報コミュニケーションのサポートを行っています。

【内 容】

情報支援機器の貸出、生活訓練、各種相談等

【問合せ】

三重県聴覚障害者支援センター

津市桜橋二丁目131 三重県社会福祉会館内5階

午前8時30分～午後5時

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休館です。

TEL 059-223-3302

FAX 059-223-3301

Eメール deaf.mie-center@vivid.ocn.ne.jp

障害者相談支援事業

障害のあるかたの様々な生活上の問題について、一緒に考えサポートします。

【内 容】

来所相談、電話相談、家庭訪問

【問合せ】

障害者相談支援センター かがやき(身体)

四日市市諏訪町2-2 総合会館3階

TEL 059-354-8450 **FAX** 059-354-8426

Ex-ℓ kagayaki@m5.cty-net.ne.jp

相談支援事業所 陽だまり(知的)

四日市市波木町398-1

TEL 059-328-5881 **FAX** 059-328-5882

Ex-ℓ hidamari@seibonoie.com

相談支援事業所 ブルーム(知的)

四日市市別名三丁目2-12

TEL 059-329-5657 **FAX** 059-329-5658

Ex-ℓ bloom@blooming.or.jp

障害者相談支援センター ソシオ(精神)

四日市市大字日永5040

TEL 059-345-9016 **FAX** 059-346-4643

Ex-ℓ socio@hinaga.or.jp

障害者相談支援センター HANA(精神)

四日市市西日野町2806-1 コミュニティセンター1階

TEL 059-320-2761 **FAX** 059-337-8180

Ex-ℓ hana@shiki-no-sato.jp

就業・生活相談支援事業

障害のあるかたの就業面と生活面の一体的な相談・支援を行います。

【内 容】

- ◎就業及びこれに伴う日常生活上の相談・支援
- ◎障害のあるかたを雇用している、または雇用したい事業主からの相談
- ◎ハローワーク、障害者職業センター、関係機関との連絡調整

【問合せ】

四日市障害者就業・生活支援センター プラウ

四日市市諏訪町2-2 総合会館2階

TEL 059-354-2550 **FAX** 059-354-8227

Ex-ℓ y-sigoto@cty-net.com

※月～金 午前9時～午後4時30分(祝日、年末年始を除く)

三重県自閉症・発達障害支援センター

自閉症等の発達障害のかたの相談支援を行い、関係機関との連携を図りつつ、障害者(児)およびその家族の福祉の向上を図ることを目的としています。

【問合せ】

はじめてのご利用にあたっては、原則として18歳未満のかたはこども発達支援課、18歳以上のかたは障害福祉課からの紹介が必要となりますので、まずは行政窓口にご相談ください。

三重県自閉症・発達障害支援センター あさけ(支援地域:県北部)

三重郡菰野町杉谷1573

TEL 059-394-3412 FAX 059-394-1765

三重県難病相談支援センター

地域で生活する難病患者・家族等の日常生活における悩みや不安などの解消を図るため相談や支援を行います。

【問合せ】

津市桜橋三丁目446-34(三重県津庁舎 保健所棟1階)

TEL 059-223-5035 FAX 059-223-5064

メール mie-nanbyo@comet.ocn.ne.jp

午前9時～午後5時(相談受付は午後4時まで)

月曜日～金曜日(祝日を除く)

高次脳機能障害支援拠点機関 三重県身体障害者総合福祉センター

高次脳機能障害とは、脳卒中などの病気や交通事故など、様々な原因によって脳に損傷をきたしたために生ずる、言語能力や記憶能力、思考能力、空間認知能力などの認知機能の障害です。発達障害と異なり、後天的な脳損傷が原因の中途障害です。

障害者手帳の取得について、記憶や注意機能、社会的行動上の障害等がある場合は「精神障害者保健福祉手帳」、手足のまひや言語、視野の障害等がある場合は「身体障害者手帳」、18歳未満で受傷(発症)の場合は「療育手帳」の対象となる可能性があります。なお、障害者手帳の有無に関わらず、高次脳機能障害の診断があれば障害者総合支援法によって障害福祉サービスの利用ができます。

高次脳機能障害についての詳細を知りたい場合や、相談したい場合は、以下へお問い合わせください。

【問合せ】

津市一身田大古曽670-2

TEL 059-231-0037 FAX 059-231-0694

午前8時30分～午後5時 ※祝日、年末年始は休館

四日市日常生活自立支援センター

認知症のかた、知的障害のあるかた、精神障害のあるかたなど判断能力の不十分なかたがたに、日常生活を営むのに必要な福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの支援事業を行っています。

【内 容】

- ◎福祉サービスの利用援助
- ◎日常的金銭管理サービス
- ◎書類等の預かりサービス

【利用方法】

専門員が相談に応じます。

ただし、福祉サービスの利用や日常金銭管理サービス1回につき、1,500円の利用料が必要です。

(生活保護受給者は免除、所得状況により利用料が減免になる場合があります。)

書類預かりサービスを利用する場合は、1か月250円必要です。

【問合せ】

四日市日常生活自立支援センター 四日市市諏訪町2-2 総合会館2階

TEL 059-354-2433 (初回相談の受付は **TEL** 059-354-8144)

FAX 059-354-2552

成年後見制度

認知症のかた、知的障害のあるかた、精神障害のあるかたなど判断能力の不十分なかたがたは、財産管理や介護、施設への入退所、支援費の利用などについての契約や、遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難な場合があります。このような判断能力の不十分なかたがたを保護し、支援するための制度に成年後見制度があります。

申し立ては、原則として本人が住んでいるところの家庭裁判所です。申し立てができるのは、本人、本人の家族などです。

【問合せ】

津家庭裁判所四日市支部 四日市市三栄町1-22

TEL 059-352-7185

四日市市社会福祉協議会 四日市市諏訪町2-2

(成年後見サポートセンター) **TEL** 059-354-8144 **FAX** 059-354-6486

障害者虐待についての通報・相談

障害者に対する虐待の防止、早期発見等を行うことにより、障害者の権利利益の擁護を図ることを目的としています。

障害者への虐待が疑われる場合は、障害福祉課まで連絡してください。

【問合せ】

障害福祉課 障害福祉係 **TEL** 059-354-8527 **FAX** 059-354-3016

身体障害者相談員

身体に障害のあるかたなどから相談を受け、必要な指導・助言を行うとともに、関係機関へつなげるなどの活動をしています。

(2025年4月1日現在/敬称略)

区 分	相談員氏名	電話番号
視覚障害	井上 雅之	090-2944-9731
聴覚障害	藤田 逸歩	FAX 059-346-0215
	山本 和子	FAX 059-332-0903
肢体不自由	板谷 美智子	059-346-0056 FAX可
	黒宮 弘子	059-346-3876 FAX可
	島田 都三男	059-337-1457
	清水 克治	059-321-0069 FAX可
	鈴木 錠平	059-333-0005 FAX可
	鈴木 二三子	090-1831-0217
	須藤 美子	090-5112-9652
	村木 学	080-2641-1212
	森下 とよ子	059-397-5155
内部障害	榊原 幸一	090-8678-9403
音声言語	浦口 治博	090-3455-8016

知的障害者相談員

知的障害のあるかたの療育、生活、進路等に関する相談に応じ、必要な助言を行うと共に、施設通所・入所、就学、就職等の関係機関への連絡などを行います。

(2025年4月1日現在/敬称略)

相談員氏名	電話番号
荒木 恵	059-366-0970
上川 かすみ	059-326-3783
岡田 雅代	059-351-6655
勝野 由香	070-3891-4488
伴野 里佳	080-3669-4428
松崎 稚弓	059-333-6118
水谷 泉	090-1238-3574
山中 ゆかり	059-326-0833

市役所等の相談窓口

四日市市社会福祉事務所 障害福祉課

- ①身体障害者手帳、療育手帳の申請など
- ②障害福祉サービス、手話通訳者の派遣など
- ③障害者医療費助成、各種手当など

◎四日市市諏訪町1-5 四日市市役所3階

TEL ① 059-354-8171

TEL ② 059-354-8527

TEL ③ 059-354-8163

FAX 059-354-3016

メール syougaifukushi@city.yokkaichi.mie.jp

四日市市健康づくり課

がん検診、大人の予防接種、健康相談など

◎四日市市諏訪町1-5 四日市市役所7階

TEL 059-354-8282

FAX 059-353-6385

四日市市保険年金課

障害基礎年金(国民年金)、国民健康保険
後期高齢者医療など

◎四日市市諏訪町1-5 四日市市役所3階

TEL 059-354-8158~8161

TEL 059-340-0221(年金係)

FAX 059-359-0288

四日市市障害者福祉センター

障害者デイサービス、ボランティア養成
障害者団体の支援、活動の場の提供など

◎四日市市諏訪町2-2 総合会館3階

TEL 059-354-8275

FAX 059-354-8426

メール y-with@m3.cty-net.ne.jp

四日市市子ども手当・医療給付係

児童扶養手当・特別児童扶養手当など
育成医療・小児慢性特定疾病医療など

◎四日市市諏訪町2-2 総合会館3階

TEL 059-354-8083

FAX 059-354-8061

四日市市保健所 保健予防課

- ①HIV相談、結核相談など
- ②精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療費
(精神通院)、特定医療費(指定難病)等の申請、
難病相談など

◎四日市市諏訪町2-2 総合会館4階

TEL ① 059-352-0595

TEL ② 059-352-0596

FAX 059-351-3304

四日市市子ども発達支援課

児童通所支援・こどもの発達相談など

◎四日市市諏訪町2-2 総合会館5階

TEL 059-354-8064

FAX 059-354-8102

四日市市教育委員会育ち支援課

特別支援教育、発達、不登校に関する相談など

◎四日市市諏訪町2-2 総合会館6階

TEL 059-354-8285

FAX 059-359-0280

.....

三重県北勢児童相談所

子どもの心身両面の発達過程で生じるあらゆる問題などの相談

◎四日市市大字泊村977-1

TEL 059-347-2030

FAX 059-347-2056

.....

三重県障害者相談支援センター

身体障害者手帳・療育手帳の交付

知的障害者の判定

身体・知的障害者にかかる相談など

◎津市一身田大古曾670-2

TEL 059-236-0400

FAX 059-231-0687

.....

日本年金機構

年金相談に関する一般的なお問い合わせ

TEL 0570-05-1165

(ねんきんダイヤル)

.....

全国健康保険協会(協会けんぽ)三重支部

健康保険に関すること

◎津市栄町4-643 津栄町三交ビル

TEL 059-225-3311

.....

三重県こころの健康センター(精神保健福祉センター)

ひきこもり、依存症、自殺予防、自死遺族に関する専門相談や
家族教室等を行っています。

◎津市桜橋3-446-34 津庁舎保健所棟2階

TEL 059-223-5241

①ひきこもり専門電話相談(月曜～金曜9時～16時)

TEL ①059-253-7826

依存症専門電話相談(毎週水曜13時～16時)

②自殺予防・自死遺族電話相談(月曜～金曜13時～16時)

TEL ②059-253-7823

③こころの傾聴テレフォン(月曜～金曜10時～16時)

TEL ③059-223-5237

※祝日・年末年始を除く

.....

四日市公共職業安定所(ハローワーク四日市)

職業紹介・相談、職業訓練、雇用保険など

◎四日市市本町3-95

TEL 059-353-5566

FAX 059-354-1921

.....

四日市労働基準監督署

労働者災害補償保険(労災保険)に関すること

◎四日市市新正2-5-23

TEL 059-351-1661

FAX 059-351-1660

.....

四日市市社会福祉協議会

地域福祉を推進する社会福祉法人で、福祉のまちづくり、心身
障害者(児)・高齢者・児童・母子等の福祉に関する活動を行って
います。

◎四日市市諏訪町2-2 総合会館2階

TEL 059-354-8265

FAX 059-354-6486

福祉総合相談室

福祉総合相談、日常生活自立支援事業、生活福祉資金の貸付、
福祉施設管理運営(受託)など

TEL 059-354-2411

FAX 059-354-2552

.....

手 帳

身体障害者手帳

身体に障害のあるかたが、各種のサービスを利用するときに必要な手帳です。

【対象者】

視覚、聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、免疫機能に障害があるため、日常生活に制限を受けているかたで、身体障害者福祉法に定める等級区分(巻末参照)のいずれかに該当するかた

【障害等級】

障害の程度により1級(重度)から6級(軽度)に認定され、等級により支援の内容が異なる場合があります。

【申 請】

手帳の交付を受けるには、申請書のほか、次のものがが必要です。

(本人が15歳に満たないときは、その保護者が申請します。)

- ①診断書(所定の様式に、身体障害者福祉法により指定を受けた医師が記入したもの)
- ②写真2枚(たて4cm、よこ3cm) ③マイナンバー(個人番号)が分かるもの

※手帳交付後に次の事項が生じたときは、必ず手続きをしてください。

事 項	手続きに必要なもの			
	手 帳	診断書	写真1枚	マイナンバー (個人番号) が分かるもの
①住所が変わったとき	○			○
②氏名が変わったとき	○			○
③手帳をなくしたり、破損したとき	(○)		○	○
④障害の程度が変わったり、 新たに障害が生じたとき	○	○	○	○
⑤再認定を受けるとき	○	○	○	○
⑥障害がなくなったとき	○			○
⑦障害者本人が死亡したとき	○			

※①市外へ転出(ただし、居住地特例対象施設への入所に伴う転出は除く)の場合、転出先で手続きください。

【問合せ】

障害福祉課 管理係 TEL 059-354-8171 FAX 059-354-3016

療育手帳

知的障害のあるかたに、一貫した指導・助言を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするための手帳です。

【対象者】

児童相談所(18歳未満)または障害者相談支援センター(18歳以上)で知的障害と判定されたかた

【障害等級】

障害程度により、A(1・2)とB(1・2)に認定され、程度により支援の内容が異なる場合があります。

【申 請】

手帳の交付を受けるには、申請書のほか、次のものが必要です。

①写真1枚(たて4cm、よこ3cm) ②マイナンバー(個人番号)が分かるもの

※手帳交付後に次の事項が生じたときは、必ず手続きをしてください。

事 項	手続きに必要なもの		
	手 帳	写 真	マイナンバー (個人番号)が分かるもの
①住所が変わったとき	○		
②氏名が変わったとき	○		
③手帳をなくしたり、破損したとき	(○)	○	(○)紛失時のみ
④再認定を受けるとき	○	○	
⑤障害がなくなったとき	○		
⑥障害者本人が死亡したとき	○		

※①市外へ転出(ただし、居住地特例対象施設への入所に伴う転出は除く)の場合、転出先で手続きください。

【問合せ】

障害福祉課 管理係(療育手帳の申請手続きに関すること)

TEL 059-354-8171 FAX 059-354-3016

障害福祉課 障害福祉係(18歳以上のかたの障害程度の確認(再判定)の予約に関すること)

TEL 059-354-8527 FAX 059-354-3016

三重県北勢児童相談所(18歳未満のかたの障害程度の確認(再判定)の予約に関すること)

TEL 059-347-2030 FAX 059-347-2056

日常生活の援助

補装具費(購入・修理)の支給

所 介

身体に障害のあるかたに、その障害を補うための補装具にかかる費用を支給します。

【対象者】

身体障害者手帳を持っているかたで、手帳に記載の障害にかかわる補装具の購入または修理の必要なかた

※介護保険で同等の用具の給付対象となるかたは除きます。

※世帯の課税状況により、受けられない場合があります。

【補装具の種類】

視 覚 障 害……視覚障害者安全つえ、眼鏡、義眼など

聴 覚 障 害……補聴器、人工内耳用音声信号処理装置(修理のみ)

肢体不自由……義肢(義手、義足)、装具、車いす、歩行器など

【費 用】 世帯の課税状況等により、利用者負担があります。

【支給申請】

申請書、見積書を障害福祉課へご提出ください。(別途、身体障害者福祉法により指定を受けた医師が記載した意見書等が必要な場合があります。)

※必ず、購入や修理前にご相談ください。(購入、修理後は、申請できません。)

※補装具費用の月額上限は、厚生労働省の定める価格が上限となります。

【問合せ】

障害福祉課 管理係 TEL 059-354-8171 FAX 059-354-3016

車いすをお貸しします

病気、けが、旅行などの理由で、車いすが一時的(1か月以内)に必要な場合には、無料でお貸しします。

【問合せ】 四日市市社会福祉協議会 地域福祉課

TEL 059-354-8144 FAX 059-354-6486

日常生活用具の給付

所 介

心身に重度の障害のあるかたの日常生活を容易にするため、用具の給付を行ないます。

【対象者】

次項の 別表 に該当するかた

※介護保険で同等の用具の給付の対象となるかたは除きます。

※施設入所者や入院中のかたについては、給付できない場合があります。

※課税状況等によっては、給付できない場合があります。

【費 用】 世帯の課税状況等により、利用者負担があります。

【給付申請】

申請書、見積書、カタログを障害福祉課へご提出ください。(別途、医師の意見書等が必要な場合があります。)

※必ず、購入前にご相談ください。(購入後は、申請できません。)

【問合せ】

障害福祉課 管理係 TEL 059-354-8171 FAX 059-354-3016

別表

日常生活用具給付事業対象種目

区分	種 目	対象者		対象年齢	基準額
		障害者手帳所持者	難病患者等		
介護訓練支援用具	特殊寝台①	下肢または体幹機能障害2級以上のかた	寝たきりの状態にあるかた	学齢児以上	169,400
	特殊マット①	下肢もしくは体幹機能障害1級(障害児の場合は2級以上)または知的障害Aのかた	寝たきりの状態にあるかた	3歳以上	21,560
	エアーマット①	下肢または体幹機能障害1級で、常時介護を要するかた 【市民税非課税世帯】	—	学齢児以上	90,640
	特殊尿器①	下肢または体幹機能障害1級で、常時介護を要するかた	自力で排尿できないかた	学齢児以上	73,700
	入浴担架①	下肢または体幹機能障害2級以上で、入浴に介助を要するかた	—	3歳以上	90,640
	体位変換器①	下肢または体幹機能障害2級以上で、常時介護を要するかた	寝たきりの状態にあるかた	学齢児以上	16,500
	移動用リフト①	下肢または体幹機能障害2級以上のかた	下肢または体幹機能に障害があるかた	3歳以上	174,900
	訓練用ベッド	—	下肢または体幹機能に障害があるかた	—	175,120
自立生活支援用具	浴 槽 ① (湯沸器を含む)	下肢または体幹機能障害2級以上のかた	—	学齢児以上	100,100 個別給付浴槽 64,130 湯沸器 55,000
	入浴補助用具①	下肢または体幹機能障害があり、入浴に介助を要するかた	入浴に介助を要するかた	3歳以上	99,000
	便 器 ①	下肢または体幹機能障害2級以上のかた	常時介護を要するかた	学齢児以上	便器 4,900 手すり付き 6,000増
	T字状、棒状の杖	平衡機能、下肢または体幹機能障害があるかた 【市民税非課税世帯】	—	3歳以上	3,300

区分	種 目	対象者		対象年齢	基準額
		障害者手帳所持者	難病患者等		
自立生活支援用具	移動、移乗 支援用具 ㊦	平衡機能、下肢または 体幹機能障害があり、 家庭内の移動等において 介助を要するかた	下肢が不自由なかた	3歳以上	66,000
	頭部保護帽	次のいずれかに該当する かたで、頻繁に転倒する かた 【施設利用者も可】 ア 平衡、下肢または 体幹機能障害がある かた イ 知的障害Aのかた	精神障害があり、てんか んの発作等があるかた	—	スポンジ、革製 16,720 スポンジ、革、 プラスチック製 40,430 既製品80%の 範囲内
	電磁波防護服	心臓機能障害があり、 ペースメーカーまたは ICD等の植え込み手術 を行ったかた	—	—	22,000
	特殊便器 ㊦	上肢障害2級以上または 知的障害Aのかた	上肢機能に障害がある かた	学齢児以上	166,320
	火災警報器	身体障害2級以上または 知的障害Aで、火災発 生の感知及び避難が著 しく困難なかた(障害 者のみの世帯またはこ れに準ずる世帯) 【市民税非課税世帯】	難病患者等で、火災発 生の感知及び避難が著 しく困難なかた(難病患 者等のみの世帯または これに準ずる世帯) 【市民税非課税世帯】	—	17,050
	自動消火器	身体障害2級以上または 知的障害Aで、火災発 生の感知及び避難が著 しく困難なかた(障害 者のみの世帯またはこ れに準ずる世帯) 【市民税非課税世帯】	難病患者等で、火災発 生の感知及び避難が著 しく困難なかた(難病患 者等のみの世帯または これに準ずる世帯) 【市民税非課税世帯】	—	31,570
	電磁調理器	視覚障害2級以上または 知的障害Aのかた(視 覚もしくは知的障害 者のみの世帯またはこ れに準ずる世帯)	—	18歳以上	45,100
	歩行時間延長 信号機用小型送信機	視覚障害2級以上のかた	—	学齢児以上	7,700
	屋内信号装置	聴覚障害2級のかた(聴 覚障害のみの世帯ま たはこれに準ずる世 帯で日常生活上必要 と認められる世帯)	—	18歳以上	96,140

区分	種 目	対象者		対象年齢	基準額
		障害者手帳所持者	難病患者等		
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障害があり、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うかた	—	—	56,650
	ネブライザー (吸入器)	次のいずれかに該当するかた ア 呼吸器機能障害3級以上または同程度の障害のかた イ 音声機能障害があり、喉頭摘出したかた	呼吸器機能に障害があるかた	—	39,600
	電気式たん吸引器	次のいずれかに該当するかた ア 呼吸器機能障害3級以上または同程度の障害のかた イ 音声機能障害があり、喉頭摘出したかた	呼吸器機能に障害があるかた	—	62,040
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害があるかた	医療保険における在宅酸素療法を行うかた	—	18,700
	体温計(音声式)	視覚障害2級以上のかた(視覚障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯)	—	学齢児以上	9,900
	体重計	視覚障害2級以上のかた(視覚障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯)	—	学齢児以上	19,800
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	次のいずれかに該当するかた ア 呼吸器機能障害があるかた イ 肢体障害2級以上で、呼吸の管理が必要なかた	人工呼吸器の装着が必要なかた	—	88,000 (ただし、人工呼吸器を装着する必要があるかたは、173,250)
	人工呼吸器用自家発電機及び外部バッテリーまたは家庭用蓄電池	人工呼吸器の装着が必要なかた	人工呼吸器の装着が必要なかた	—	150,000

区分	種 目	対象者		対象年齢	基準額
		障害者手帳所持者	難病患者等		
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	次のいずれかに該当するかたで、ことばの発声が困難なかた ア 音声機能または言語機能障害があるかた イ 肢体障害があるかた(ただし、言語によるコミュニケーションが可能なかたに限る。)	—	学齢児以上	108,680
	情報・通信支援用具	視覚障害または上肢障害2級以上のかた	—	学齢児以上	165,000
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度の重複障害のあるかた(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)	—	18歳以上	421,850
	点字器	視覚障害2級以上のかた	—	学齢児以上	11,440
	点字タイプライター	視覚障害2級以上のかた	—	学齢児以上	69,410
	ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上のかた	—	学齢児以上	録音再生機 96,310 再生専用機 39,660 テープレコーダー 14,300
	活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上のかた	—	学齢児以上	109,780
	拡大読書器	視覚障害があり、本装置により文字等を読むことが可能になるかた	—	学齢児以上	217,800
	時 計	視覚障害2級以上のかた	—	18歳以上	14,630
	視覚障害者用ラジオ	視覚障害2級以上のかた	—	学齢児以上	31,900
	音声ICタグレコーダー	視覚障害2級以上のかた	—	学齢児以上	43,890
	通信装置(FAX)	聴覚障害があるかたまたは発声・発語に著しい障害のあるかたで、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として本装置が必要と認められるかた 【市民税非課税世帯】	—	学齢児以上	33,000

区分	種 目	対象者		対象年齢	基準額
		障害者手帳所持者	難病患者等		
情報・意思疎通支援用具	情報受信装置	聴覚障害があるかた	—	3歳以上	97,790
	人工喉頭	音声機能障害があり、 喉頭摘出したかた 【施設利用者も可】	—	—	電動式 77,110 笛式 5,500 気管カニューレ付き 3,410増
	人工内耳用 音声信号 処理装置 (スピーチプロセッサ)	聴覚障害があり、人工内 耳を装着して5年以上 が経過し、医療保険の給 付制度を利用して本装 置の買い替えが出来な いと判断されたかた 【施設利用者も可】	—	—	220,000 ただし、民間保険を 活用する場合は、装 置に係る総費用額か ら保険会社が認定す る額を差し引いた金 額と220,000円を 比べていずれか低い 額を基準額とする。
排泄管理支援用具	ストマ装具	ぼうこうまたは直腸機 能障害があり、ストマ装 具を使用するかた 【施設利用者も可】 ※2ヶ月単位で給付し ます	—	—	消化器系 19,480/2ヶ月 尿路系 25,600/2ヶ月 消化器尿路系 45,080/2ヶ月
	収尿器	高度の排尿機能障害が あるかた 【施設利用者も可】	—	—	9,350
住宅改修費	居宅生活動作 補助用具 ㊦	下肢または体幹機能障 害3級以上のかた(特殊 便器への取替えをする 場合は、上肢障害2級以 上のかた)	下肢または体幹機能に 障害があるかた	学齢児以上	200,000

注

- ①乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢または体幹機能障害に準じて取り扱います。
- ②聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号等を含みます。
- ③「浴槽(湯沸器含む。)」については、市長が必要と認める場合には、「浴槽」及び「湯沸器」を個々の種目として給付できます。
- ④種目のうち、老人福祉法及び介護保険法の施策の対象となる用具等については、原則として次に掲げるかたに対して給付を行いません。
 - (1)介護保険法第9条第1号に規定されるかた
 - (2)介護保険法第9条第2号に規定されるかたのうち、介護保険法施行令(1998年政令第412号)第2条に規定する疾病に該当するかた

紙おむつの給付

所 介

心身に重度の障害があり、常時紙おむつを必要とするかたに、紙おむつを給付します。

【対象者】 次のいずれかに該当し、常時紙おむつを必要とする在宅で生活するかた

- ①身体障害者手帳の肢体不自由1級または2級を持っているかた
 - ②ぼうこうまたは直腸機能障害の身体障害者手帳を持っているかたでストマ装具を造設していないかた、またはストマの変形等のため、ストマ装具を装着することができないかた
 - ③療育手帳Aを持っているかたで、排便・排尿の意思表示が困難なかた
 - ④指定難病の患者で、肢体不自由1級または2級と同程度の疾患を有するかた
- ※施設入所者や入院中のかたは除きます。

※①③④は、はじめて給付を受ける時点での年齢が、満3歳以上65歳未満のかた

※②は、はじめて給付を受ける時点での年齢が、満3歳以上のかた

※世帯の課税状況により、受けられない場合があります。

【内 容】

2か月単位で紙おむつを給付します。(上限額あり)

2か月あたりの基準額(市が負担する上限額)

四日市市高齢者おむつ支援事業でおむつ券(6,500円/月)が出る人	13,400円
四日市市高齢者おむつ支援事業でおむつ券(5,000円/月)が出る人	16,400円
それ以外の人	26,400円

※4か月、6か月申請の場合、それぞれの2倍、3倍の額となります。

【費 用】 世帯の課税状況等により利用者負担があります。

【申 請】

申請書、見積書を障害福祉課へご提出ください。(別途、医師の意見書等が必要な場合があります。)

※必ず、購入前にご相談ください。(購入後は、申請できません。)

【問合せ】

障害福祉課 管理係 TEL 059-354-8171 FAX 059-354-3016

点字出版物の給付

視覚障害のあるかたに、点字出版物を給付します。

【対象者】 視覚障害のあるかた

【内 容】 点字図書や点字による雑誌・新聞などを給付します。(上限数あり)

【費 用】 出版物原本(墨字本)の価格相当額

【問合せ】

障害福祉課 管理係 TEL 059-354-8171 FAX 059-354-3016

声の広報・点字広報の発行

視覚障害のあるかたに、録音または点字の広報を発行しています。

【対象者】 視覚障害の身体障害者手帳を持っているかた

【内 容】

広報「よっかいち」の録音版または点字版を希望されるかたに、毎月2回(5日、20日発行)お届けします。

【問合せ】

障害福祉課 管理係 TEL 059-354-8171 FAX 059-354-3016

点字・録音資料の貸出、対面読書

【対象者】

①・②のいずれにも該当するかた

①視覚障害、発達障害、肢体不自由、その他の理由により通常の印刷物による読書が困難なかた

②四日市市、菰野町、川越町、朝日町に在住、在勤、在学のかた、または、いなべ市、桑名市、東員町に在住のかた

【内 容】

点字資料、録音資料を貸し出します。市立図書館で所蔵していない資料も、他館から取り寄せたり製作して貸し出しできます。来館が難しいかたには無料で郵送します。

また、対面読書サービスもあります。(事前予約が必要)

【問合せ】

四日市市立図書館

TEL 059-352-5108 FAX 059-352-9897

EX-ル tosyokan@city.yokkaichi.mie.jp

【その他】

三重県視覚障害者支援センター(旧:三重県点字図書館)でも、点字や録音の資料を貸し出します。

三重県視覚障害者支援センター 図書部門

津市桜橋二丁目131番地

TEL 059-228-6367(図書部門) FAX 059-228-8425

小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

所

小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている児童が日常生活を容易にするために必要な用具の給付を行います。

【対象者】

(1)、(2)の条件をすべて満たすかた

(1)小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けているかた

(2)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施策の対象とならないかた

【費 用】 世帯の課税状況等により、利用者負担があります。

【申請に必要なもの】

小児慢性特定疾病医療費医療受給者証、見積書、印鑑など

【問合せ】

こども手当・医療給付課

TEL 059-354-8083 FAX 059-354-8061

※必ず、購入前にご相談ください。(購入後は、申請できません。)

小児慢性特定疾病児童日常生活用具一覧表

用具の種類	対 象 者
便 器	常時介護を要するかた
特 殊 マ ッ ト	寝たきりの状態にあるかた
特 殊 便 器	上肢機能に障害のあるかた
頭 部 保 護 帽	発作等により頻繁に転倒するかた
歩 行 支 援 用 具	下肢が不自由なかた
入 浴 補 助 用 具	入浴に介助を要するかた
特 殊 尿 器	自力で排尿できないかた
ネ ブ ラ イ ザ ー	呼吸器機能に障害のあるかた
体 位 変 換 器	寝たきりの状態にあるかた
車いす(電動以外)	下肢が不自由なかた
特 殊 寝 台	寝たきりの状態にあるかた
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のあるかた
ク ール ベ ス ト	体温調節が著しく困難なかた
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがあるかた
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要なかた
ストーマ装具(畜便袋)	人工肛門を増設したかた
ストーマ装具(畜尿袋)	人工膀胱を増設したかた
人 工 鼻	人工呼吸器の装具又は気管切開が必要なかた

【対象者】

心身に障害のあるかたのうち、利用条件を満たし、当該サービス利用の必要性があると判断されたかた

※ただし、介護保険の対象者は除きます。

【内 容】

ホームヘルパーが必要に応じて自宅を訪問し、次のようなサービスを提供します。

◎介護に関すること

入浴・食事の介護、身体的清拭、洗髪、通院等の介助など

◎家事に関すること

調理、衣類の洗濯、住居等の掃除・整理整頓、生活必需品の買物など

【事業所】

障害福祉サービス指定事業者

【費 用】

世帯の課税状況等により利用者負担があります。

【問合せ】

障害福祉課 障害福祉係 TEL▶059-354-8527 FAX▶059-354-3016

障害者(児)短期入所



【対象者】

心身に障害のあるかたのうち、利用条件を満たし、当該サービス利用の必要性があると判断されたかた
※ただし、介護保険の対象者は除きます。

【内 容】

短期間(原則として7日以内)、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事等のサービスを提供します。

【事業所】

障害福祉サービス指定事業者

【費 用】

世帯の課税状況等により利用者負担があります。

【問合せ】

障害福祉課 障害福祉係 TEL 059-354-8527 FAX 059-354-3016

生活介護



【対象者】

心身に障害のあるかたのうち、利用条件を満たし、当該サービス利用の必要性があると判断されたかた

【内 容】

主として昼間に入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、通所による創作的活動、生産活動の機会の提供、社会生活への適応のために必要な訓練などの各種サービスを提供します。

【費 用】

世帯の課税状況等により利用者負担があります。

【事業所】

《障害者指定事業所》 障害福祉サービス指定事業者

《介護保険施設(通所介護事業所)》 基準該当障害福祉サービス登録事業者

【問合せ】

障害福祉課 障害福祉係 TEL 059-354-8527 FAX 059-354-3016

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

【対象者】

心身に障害のあるかたのうち、利用条件を満たし、当該サービス利用の必要性があると判断されたかた

【内 容】

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能・生活機能の向上のために必要な訓練を行います。

【費 用】

世帯の課税状況等により利用者負担があります。

【事業所】 障害福祉サービス指定事業者

【問合せ】

障害福祉課 障害福祉係 TEL 059-354-8527 FAX 059-354-3016

就労移行支援

【対象者】

心身に障害のあるかたのうち、利用条件を満たし、当該サービス利用の必要性があると判断されたかた

【内 容】

一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【費 用】

世帯の課税状況等により利用者負担があります。

【事業所】 障害福祉サービス指定事業者

【問合せ】

障害福祉課 障害福祉係 TEL 059-354-8527 FAX 059-354-3016

就労継続支援

【対象者】

心身に障害のあるかたのうち、利用条件を満たし、当該サービス利用の必要性があると判断されたかた

【内 容】

働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【費 用】

世帯の課税状況等により利用者負担があります。

【事業所】 障害福祉サービス指定事業者

【問合せ】

障害福祉課 障害福祉係 TEL 059-354-8527 FAX 059-354-3016

児童通所支援

児童通所支援の利用については、原則として、児童通所給付費の支給決定を受け、ご利用になられる事業所と契約を結ぶことにより利用できます。

種 類	内容・対象者	事 業 所
児童発達支援	支援が必要な未就学の児童を対象に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練など必要な支援を行います。	指定障害児通所支援事業者
保育所等訪問支援	保育所等を訪問して、支援が必要な児童や保育所等のスタッフに対し、その児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。	指定障害児通所支援事業者
放課後等デイサービス	支援が必要な就学している児童を対象に、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上や社会との交流などの支援を行います。	指定障害児通所支援事業者 基準該当通所支援登録事業者
居宅訪問型児童発達支援	障害の状態を理由として、外出ができないお子さんに対し、居宅を訪問し、児童発達支援を行います。	指定障害児通所支援事業者

【費 用】

世帯の課税状況等により利用者負担があります。

【申請・問合せ】

こども発達支援課 TEL 059-354-8064 FAX 059-354-8102

高額障害福祉サービス等給付費

【内 容】

同一人及びその配偶者(児童の場合はその保護者)が①②③のうち二つ以上のサービスを同時に利用し、下記の基準額を超えて利用者負担額を支払った場合には、超えた分と同額の高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。また、障害のある児童の保護者が①②③のうち1つ以上のサービスと④のうち1つ以上のサービスを同時に利用し、下記の基準額を超えて利用者負担額を支払った場合には、超えた分の一部が高額障害福祉サービス等給付費として、残りの部分が児童福祉法に基づく高額給付として支給されます。なお、障害のある児童の保護者のうち、①④の月額自己負担上限が4,600円または9,300円のかたで、①及び④をそれぞれ同時に利用し、負担上限月額を超えて利用者負担額を支払った場合は、超えた分の一部が高額障害福祉サービス等給付費として、残りの部分が児童福祉法に基づく高額給付として支給されます。

①障害福祉サービス

②補装具費支給サービス

③介護保険サービス(対象外あり)

④児童福祉法に基づく児童通所支援サービス

介護保険サービスを利用するまでに、5年間にわたり相当する障害福祉サービスを利用していた障害者(※所得状況、障害程度の要件あり)について、介護保険サービスにかかる利用者負担を軽減(償還)します。

【基準額】

市民税課税世帯……………37,200円

市民税非課税世帯及び生活保護世帯…………… 0円

※ただし、市民税非課税世帯及び生活保護世帯のかたは、③介護保険サービスに係る利用者負担額との合算を行いません。

【申 請】

サービス受給の領収書を添えて、障害福祉課に申請してください。

児童福祉法に基づく高額給付はこども発達支援課に申請となります。

【問合せ】

障害福祉課 障害福祉係 TEL 059-354-8527 FAX 059-354-3016

こども発達支援課 TEL 059-354-8064 FAX 059-354-8102

日中一時支援事業

【対象者】

心身に障害のあるかたのうち、利用条件を満たし、当該サービス利用の必要性があると判断されたかた

【内 容】 障害者施設を利用して、日中活動の場を提供します。

【費 用】 世帯の課税状況等により利用者負担があります。

【事業所】 四日市市日中一時支援指定事業者

【問合せ】

障害福祉課 障害福祉係 TEL 059-354-8527 FAX 059-354-3016

重度障害者等就労支援特別事業

【対象者】

以下のいずれにも該当するかた

①四日市市内に在住しているかた

②本市により、重度訪問介護、同行援護、行動援護の障害福祉サービスの支給決定を受けているかた

③週の所定労働時間が10時間以上のかた。または、当該事業を利用することで10時間以上になることが見込まれるかた

その他、要件の詳細についてはお問い合わせください。

【内 容】

企業が、重度障害者等を雇用するにあたり必要となる、喀痰行為や姿勢の調整など重度障害者等の就労に必要な支援を行います。

【費 用】 世帯の課税状況等により利用者負担があります。

【事業所】 四日市市重度障害者等就労支援特別事業指定事業者

【問合せ】

障害福祉課 障害福祉係 TEL 059-354-8527 FAX 059-354-3016

視覚障害者等歩行訓練等事業

【対象者】

身体障害者手帳(視覚障害)のある方のうち、訓練の必要性があると判断されたかた ※障害児も対象

【内 容】

視覚障害生活訓練等指導員などが、自宅訪問にて、白杖を使った歩行訓練、点字や拡大読書器などを使う生活訓練を実施します。

【費 用】 無料(外出時の公共交通機関の運賃、その他訓練に必要な実費分は必要)

【事業所】 委託事業者

【問合せ】

障害福祉課 障害福祉係 TEL 059-354-8527 FAX 059-354-3016

四日市市高額地域生活支援事業利用者負担扶助費

【内 容】

四日市市障害者(児)日中一時支援事業、四日市市障害者(児)移動支援事業、四日市市身体障害者(児)訪問入浴サービス事業、四日市市重度障害者等就労支援特別事業のうち、2つ以上の事業所を利用する障害者等のうち、1か月に支払った利用者負担額の合計金額が受給者証記載の利用者負担上限月額を超えた場合、合計金額から利用者負担上限月額を差し引いた額が四日市市高額地域生活支援事業利用者負担扶助費として支給されます。

【申 請】

サービス受給の領収書を添えて、障害福祉課に申請してください。

【問合せ】

障害福祉課 障害福祉係 TEL 059-354-8527 FAX 059-354-3016

訪問入浴サービス



【対象者】

常時介護を必要とする重度の身体障害者で、自宅での入浴が困難なかたのうち、利用条件を満たし、当該サービス利用の必要性があると判断されたかた

【内 容】

身体に重度の障害のあるかたの自宅に移動入浴車が訪問します。

【費 用】 世帯の課税状況等により利用者負担があります。

【事業所】 四日市市身体障害者訪問入浴サービス指定事業者

【問合せ】

障害福祉課 障害福祉係 TEL 059-354-8527 FAX 059-354-3016

訪問給食サービス



【対象者】

重度の身体障害のために家庭での調理が困難なかたで、次のいずれかに該当するかた

①ひとり暮らしのかた ②家族全員に障害のあるかた ③昼間に調理が困難な障害者のみとなるかた

【内 容】

重度の障害のあるひとり暮らしのかたなどに、施設調理の食事をお届けします。

【費 用】 1食につき500円

【事業所】 委託事業者

【問合せ】

障害福祉課 管理係 TEL 059-354-8171 FAX 059-354-3016

健康・医療

障害者医療費の助成

所

障害のあるかたが病院などで支払った医療費の自己負担金を助成する制度です。

【対象者】

身体障害者手帳1～4級、知能指数70以下(療育手帳A・B)、精神障害者保健福祉手帳1・2級を持ち、受給資格の認定を受けているかた。本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上あるときは、助成されません。身体障害者手帳4級をお持ちのかたは、本人、配偶者、扶養義務者のいずれかに市民税が課されているときは助成されません。

【内 容】

健康保険の資格情報が確認できるもの(マイナ保険証、資格確認書等)を使って、病院、診療所、調剤薬局、訪問看護などで診察、投薬を受けたときに、窓口で支払った自己負担金を助成します。

※身体障害者手帳4級、精神障害者保健福祉手帳2級をお持ちのかたは、通院分のみ助成となります。

※保険の自己負担限度額を上限とします。

※身体障害者手帳4級をお持ちのかたは、保険の自己負担から一部負担金(医療費の総額の1割)を控除して助成します。

※入院時の食事代や保険のきかない医療費は除きます。

【問合せ】

障害福祉課 手当・医療費係 TEL 059-354-8163 FAX 059-354-3016

特定疾病療養受療証の交付について

厚生労働大臣が定める疾病(血友病、人工透析を要する慢性腎不全、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群)については、あらかじめ交付を受けた特定疾病療養受療証を医療機関の窓口で提示することで、医療費の自己負担額を一定額に抑えることができます。

【問合せ】

加入している健康保険の保険者

65歳から後期高齢者医療制度(保険)に加入することができます

身体障害者手帳1～3級および4級の一部、国民年金法等による1、2級障害者、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1、2級を持っているかたは65歳から後期高齢者医療制度(保険)に加入することができます。

【後期高齢者医療の申請に必要なもの】

身体障害者手帳など障害の状況がわかる書類、申請するかたの本人確認書類、国民健康保険資格確認書等(加入者のみ)、個人番号確認書類

※別世帯のかたが申請する場合は委任状

【一部負担金の割合】

1割、2割または3割負担(入院時 上限あり)

【問合せ】

保険年金課 TEL 059-354-8159 FAX 059-359-0288

指定難病にかかる特定医療費の支給

難病のうち、国の定めた指定難病にかかっているかたに医療費の支給を行います。

【対象者】

潰瘍性大腸炎、パーキンソン病など国の定める指定難病(341疾病)の患者で、一定の認定基準を満たしているかた

【内 容】

指定難病で診療、投薬などを受けたときに、窓口で支払う自己負担金の一部を助成します。

【申請・問合せ】

四日市市保健所 保健予防課 TEL 059-352-0596 FAX 059-351-3304

【認定・給付について】

三重県桑名保健所 TEL 0594-24-3620 FAX 0594-24-3692

自立支援医療費(更生医療)の支給

所

身体に障害のあるかたに、その障害の程度を軽くしたり、取り除いたりするための医療費の支給を行います。

【対象者】

身体障害者手帳を持っている18歳以上のかた

【内 容】

指定医療機関による診察、投薬、治療などの医療費について、窓口で支払う自己負担が軽減されます。自己負担額は、世帯の課税状況等によって異なります。

〔例〕人工関節置換術、人工透析、じん移植、肝移植、心臓人工弁置換術、ペースメーカー植込み術、免疫調整療法など

【申 請】

更生医療の認定を受けるには、事前に医師の意見書による三重県障害者相談支援センターの判定が必要です。

【問合せ】

障害福祉課 管理係 TEL 059-354-8171 FAX 059-354-3016

自立支援医療費(育成医療)の支給

18歳未満(児童)の場合は、育成医療が適用されます。

【申請・問合せ】

こども手当・医療給付課 TEL 059-354-8083 FAX 059-354-8061

自立支援医療費(精神通院)の支給

通院による精神科治療を継続的に必要とする場合は、精神通院医療が適用されます。

【申請・問合せ】

保健予防課 TEL 059-352-0596 FAX 059-351-3304

小児慢性特定疾病医療費の支給

小児慢性特定疾病にかかっている児童に医療費の支給を行います。

【対象者】

次の病気で治療を必要とする18歳未満のかた(一部20歳未満まで延長あり)

悪性新生物、慢性腎疾患群、慢性呼吸器疾患群、慢性心疾患群、内分泌疾患群、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患群、免疫疾患群、神経・筋疾患群、慢性消化器疾患群、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患群、骨系統疾患群、脈管系疾患群

【内 容】

入院または通院した場合の医療費について、窓口で支払う自己負担が軽減されます。

【申請・問合せ】

こども手当・医療給付課 TEL 059-354-8083 FAX 059-354-8061

【認定・給付について】

三重県桑名保健所 TEL 0594-24-3620 FAX 0594-24-3692

医療的ケア児等医療情報共有システム(MEIS)

医療的ケア児等が外出する際、急な発作に備えて、ご家族が外出先周辺の医療機関の情報を集めたり、ご本人の医療データを持ち歩く必要がありました。

医療的ケア児等医療情報共有システム(MEIS)は、全国どこでも必要な医療を受けられるように、予め医療等に関する情報をスマートフォンやパソコンで入力して、データベース化し、外出先で救急搬送された場合、救急隊員や搬送先の医療機関が情報を閲覧できるシステムです。

※利用にあたっては、事前の申請・登録が必要です。

【申請・問合せ】

厚生労働省ホームページよりご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09309.html

はり・きゅう・マッサージ利用券の交付

四日市市視覚障害者協会の協力を得て、はり・きゅう・マッサージ施術費の一部を助成します。

【対象者】

肢体障害者1・2級の身体障害者手帳を持っているかた、または70歳以上のかた

【内 容】

四日市市視覚障害者協会指定の施術所で利用できる券を年間1冊(10枚綴り)お渡しします。「はり・きゅう」または「マッサージ」のいずれか一方の施術を受けた場合は2,000円を、「はり・きゅう」と「マッサージ」両方を受けた場合は3,000円を添えて利用していただけます。

※追加交付や紛失等による再発行はできません。

【問合せ】

障害福祉課 管理係 TEL 059-354-8171 FAX 059-354-3016

※中部を除く各地区市民センターでも申請できます。

あけぼの学園の専門職による個別支援

発達に遅れや心配のある児童を対象として、あけぼの学園の専門職が、運動、認知、言語機能等の発達を促すための個別支援を行っています。

【対象者】

18歳の誕生日を迎える年度末までの児童とその保護者で、児童発達支援または放課後等デイサービスの通所受給者証をお持ちのかた

【内 容】

専門職(心理判定員、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士)による個別支援

【費 用】

世帯の課税状況等により利用者負担金があります。

【申 込】

児童発達支援または放課後等デイサービスの通所受給者証を取得後、四日市市立あけぼの学園で、利用契約の面談日時の予約をとってください。

【実施場所・問合せ】

四日市市立あけぼの学園(下海老町185-1)

TEL 059-325-4121 FAX 059-325-4122

障害者(児)の歯科診療

一般の歯科診療での受診が困難なかたの治療(予約制)を行っています。

【対象者】

一般の歯科診療所での診療を受けることが困難な障害のあるかた

【日時・場所】

日曜日 診療時間 午前9時30分～午後0時30分(月2回程度)

火曜日 診療時間 午後1時30分～午後4時30分(月2回程度)

木曜日 診療時間 午前9時30分～正午 (月1回)

木曜日 診療時間 午後1時30分～午後4時30分(月3～4回程度)

※詳しい診療日時は、四日市市歯科医療センターHPでご確認ください。

四日市市歯科医療センター(本町9-12 本町プラザ南)

【その他】

予約制です。受診されるかたはマイナ保険証(または健康保険証)、障害者手帳などをご持参ください。

【申込窓口】

四日市市歯科医療センター(本町9-12)

TEL 059-354-5130 FAX 059-354-5130

みえ歯ートネット

みえ歯ートネットは、障害のあるかたが安心して歯科治療を受けていただくためのネットワークです。地域で障害者歯科治療に取り組む歯科医院と、専門的な治療が行える設備の整った障がい者歯科センターが連携することによって、障害のあるかたがより良い環境で歯科治療を受けることができるようサポートを行っています。

【協力歯科医院】

みえ歯ートネットホームページよりご覧ください。

<http://www.dental-mie.or.jp/heartnet/index.html>

介護保険

65歳以上のかた及び40歳から64歳までのかたで下記の加齢に伴う16疾病(特定疾病)が原因で介護が必要なかたは、介護保険の対象になります。

要介護度に応じて、訪問介護(ホームヘルプサービス)、通所介護(デイサービス)等の介護サービスを利用することができます。

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っているかたで介護保険の対象になるかたは、介護保険のサービスを優先して利用していただくことになります。

加齢に伴う16疾病(特定疾病)

- | | |
|--|-----------------------------|
| ①がん(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る) | ⑨脊柱管狭窄症 |
| ②関節リウマチ | ⑩早老症 |
| ③筋萎縮性側索硬化症 | ⑪多系統萎縮症 |
| ④後縦靱帯骨化症 | ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 |
| ⑤骨折を伴う骨粗鬆症 | ⑬脳血管疾患 |
| ⑥初老期における認知症 | ⑭閉塞性動脈硬化症 |
| ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 | ⑮慢性閉塞性肺疾患 |
| ⑧脊髄小脳変性症 | ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |

【問合せ】

介護保険課 TEL 059-354-8427(認定審査係) FAX 059-354-8280

年金・手当・扶養共済

障害のあるかたの生活の安定を図るため、各種の年金、手当制度があります。

障害基礎年金(国民年金)

所

【対象者】

- ①病気やけがなどで初めて診療を受けた日(初診日)に、次のいずれかに該当するかたのうち、原則として初診日から1年6か月後に、国民年金法に定める障害等級1・2級に該当するかた
- ◎初診日に国民年金に加入していた20歳以上60歳未満のかた
 - ◎初診日に厚生年金に加入していなかった60歳以上65歳未満のかた
- ※ただし、初診日以前の一定の保険料納付要件を満たしていること
- ②20歳前の病気やけがで①程度の障害があり、20歳に達したかた
- ※ただし、他の公的年金を受けているとき、または本人の所得が一定額を超えるときは支給停止となります。
- ※原則として老齢基礎年金(国民年金)を受給しているかたは対象となりません。

【内 容】

◎年金額(2025年4月分から)

1級障害：1,039,625円(※1,036,625円) 2級障害：831,700円(※829,300円)

(※は1956年4月1日以前生まれのかたの額)

※18歳(障害のある場合は20歳)未満の子を扶養するときは、次の額が加算されます。

1人目、2人目：1人につき239,300円

3人目以降：1人につき79,800円

◎支払月：2・4・6・8・10・12月

【問合せ】

保険年金課 TEL 059-340-0221 FAX 059-359-0288

障害厚生年金(厚生年金保険)

【対象者】

病気やけがなどで初めて診療を受けた日(初診日)に厚生年金保険に加入していたかたで、障害の程度が厚生年金保険法で定める1～3級に該当するかた

※ただし、初診日以前の一定の保険料納付要件を満たしていること。

※ほかに障害手当金の制度があります。

【内 容】

◎年金額

障害の程度(厚生年金の障害等級1～3級)、保険の加入期間、扶養する配偶者の有無などによって年金額が異なります。

厚生年金の障害等級が1・2級に該当したかたは障害基礎年金も受給することになります。

◎支払月：2・4・6・8・10・12月

【問合せ】

日本年金機構 TEL 0570-05-1165(ねんきんダイヤル) FAX 059-354-5011

※ご来所の際は予約をお取りください。

障害年金生活者支援給付金

所

【対象者】

以下の支給要件をすべて満たしているかた

①障害基礎年金※1を受給している

②前年の所得額が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円※2」以下である

※1 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者又は老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

【内 容】

◎給付月額(2025年4月分から)

1級障害：6,813円 2級障害：5,450円

◎支払月：2・4・6・8・10・12月

【問合せ】

日本年金機構 TEL 0570-05-1165(ねんきんダイヤル)

○お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものを用意してください。

○代理人(二親等以内)の方からお問い合わせの場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。

心身障害者扶養共済制度

心身に障害のあるかたの保護者が掛金をし、万一の場合に、残された障害者のかたに終身年金を支給する制度です。

【対象者】

心身に障害のあるかた(知的障害者、身体障害者1～3級、精神または身体に永続した同程度の障害のあるかた)の保護者で、次の条件に該当するかた

①三重県内に住所があるかた

②加入時年度の4月1日時点での年齢が満65歳未満のかた

③特別の疾病または障害がないかた

【内 容】

加入する保護者が死亡または重度の障害状態になったとき、心身に障害があるかたに年金が支給されます。

◎掛金月額(2025年4月1日現在)

加入時の保護者の年齢によって、1口につき9,300円～23,300円で、心身に障害があるかた1人につき2口まで加入できます。

※生活保護を受けているかた、市民税非課税のかた、均等割のみ課税のかたには、掛金の減免制度があります。

※この掛金は、所得税、市・県民税の控除対象となります。

◎支給月額 20,000円(2口加入の場合は40,000円)

【問合せ】

障害福祉課 管理係 TEL 059-354-8171 FAX 059-354-3016

特別障害者手当

所

【対象者】

精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活においていつも特別の介護を必要とする20歳以上のかた。(本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上あるときは、手当が支給されません。申請には所定の医師の診断書が必要です。)

【次のかたは手当を受けられません】

施設に入所または病院等に3か月以上入院しているかた

【内 容】

◎支給月額：29,590円(2025年4月分より)

◎支払月：2・5・8・11月(各月5日払)口座振込

【問合せ】

障害福祉課 手当・医療費係 TEL 059-354-8163 FAX 059-354-3016

障害児福祉手当

所

【対象者】

精神または身体に重度の障害があるため、日常生活においていつも介護を必要とする20歳未満のかた。(本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上あるときは、手当が支給されません。申請には所定の医師の診断書が必要です。)

【次のかたは手当を受けられません】

- ①施設に入所しているかた
- ②聴覚に障害のあるかたで、自動車運転免許を持っているかた
- ③障害年金を受けているかた

【内 容】

◎支給月額：16,100円(2025年4月分より)

◎支払月：2・5・8・11月(各月5日払)口座振込

【問合せ】

障害福祉課 手当・医療費係 TEL 059-354-8163 FAX 059-354-3016

特別児童扶養手当

所

【対象者】

精神または身体に障害があるため、介護を必要とする20歳未満の児童を養育しているかた

【次の場合は手当を受けられません】

- ①日本国内に住所がないとき
- ②児童が施設に入所しているとき
- ③児童が障害年金を受けられることができるとき
- ④本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上あるとき

【内 容】

- ◎支給月額 1級(重度障害) 56,800円(2025年4月分より)
2級(中度障害) 37,830円(2025年4月分より)
- ◎支払月 4・8・11月(各月11日払) 口座振込

【問合せ】

こども手当・医療給付課

TEL 059-354-8083 FAX 059-354-8061

児童扶養手当

所

【対象者】

児童(18歳に到達後の最初の3月31日までの間、または障害がある場合は20歳未満)を養育しているかたのうち、父または母に重度の障害(国民年金の障害等級1級程度)があるかたや離婚、死別などでひとり親のかた

【次の場合は手当を受けられません】

- ①日本国内に住所がないとき
- ②児童が施設に入所しているとき
- ③本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上あるとき

【内 容】

- ◎支給月額(2025年4月分より)
 - 児童1人のとき 全額支給 46,690円
一部支給 46,680~11,010円(所得に応じて変動)
 - 児童2人目以降 全部支給 11,030円
一部支給 11,020~5,520円(所得に応じて変動)
- ◎支払月 奇数月(各月11日払) 口座振込

【問合せ】

こども手当・医療給付課

TEL 059-354-8083 FAX 059-354-8061

四日市市重度障害(者)手当

所

【対象者】

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている20歳以上のかたで、申請時に65歳未満のかた(本人、配偶者、扶養義務者のいずれかに市民税が課税されているときは、手当が支給されません。)

【次のかたは手当を受けられません】

- ◎施設に入所または病院等に3か月以上入院しているかた
- ◎生活保護を受給しているかた
- ◎特別障害者手当または福祉手当(経過措置)を受給しているかた

【内 容】

- ◎支給月額：1,000円
- ◎支給月：2・5・8・11月(各月5日払) 口座振込

【問合せ】

障害福祉課 手当・医療費係 TEL 059-354-8163 FAX 059-354-3016

四日市市重度障害(児)手当

【対象者】

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている20歳未満のかた

【次のかたは手当を受けられません】

- ◎施設に入所しているかた
- ◎生活保護を受給しているかた

【内 容】

- ◎支給月額：2,000円
- ◎支給月：2・5・8・11月(各月5日払) 口座振込

【問合せ】

障害福祉課 手当・医療費係 TEL 059-354-8163 FAX 059-354-3016

税金の軽減など

所得税、市・県民税の所得控除

心身または精神に障害のあるかた等の経済的負担を軽くするため、障害者控除が適用になります。

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っているかた、またはこれらを持っている配偶者や親族を扶養しているかた

【内 容】

所得控除額(1人につき)

◎特別障害者〔身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のかたなど〕

所得税40万円、市・県民税30万円

※特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族で、申告者、その配偶者、申告者と生計を同じくする親族のいずれかと同居を常況としているかたがいる場合には、所得税35万円、市・県民税23万円が所得控除額に加算されます。

◎その他の障害者〔身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級のかたなど〕

所得税27万円、市・県民税26万円

【問合せ】

所得税 四日市税務署 TEL 059-352-3141

市・県民税 市民税課 TEL 059-354-8132 FAX 059-354-8309

市・県民税の非課税制度

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っているかたは、前年の合計所得金額が135万円以下の場合、市・県民税が非課税となりますので、税金の申告時に、その旨を申し出てください。

利子所得の非課税制度

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っているかたは、利子所得の非課税制度(最高350万円)を受けることができます。

【問合せ】 各金融機関窓口

相続税の障害者控除・贈与税の非課税制度

相続等により財産を取得したかたが、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っているときは、相続税の税額控除を受けることができます。また、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を持っているかたが特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受ける場合は、一定の手続きにより贈与税の非課税制度を受けることができます。

【問合せ】 四日市税務署 TEL 059-352-3141

自動車

自動車税等の減免

障害のあるかたの社会参加を支援するため、障害のあるかた等が所有し、移動手段として使用する自動車の税金(自動車税(種別割、環境性能割)、軽自動車税(種別割、環境性能割))を減免する制度です。

【対象者】

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳(三重県発行のものに限る)、精神障害者保健福祉手帳を持っており、次の①、②、③のいずれかに該当するかた

※戦傷病者手帳の該当等級等は別途お問い合わせください。

※有効期限を過ぎた手帳は対象となりませんのでご確認ください。身体障害者手帳の場合は「再認定年月日」(記載されている場合のみ)、療育手帳の場合は「次の判定日」を有効期限とします。

障 害 名	級別	①本人が運転する場合						②家族が運転する場合					
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
視 覚		○	○	○	○			○	○	○	○		
聴 覚			○	○					○	○			
平 衡 機 能				○						○			
音声機能、言語機能又はそしゃく機能(喉頭摘出)				○						○			
上肢・運動機能(上肢)		○	○					○	○				
下肢・運動機能(移動)		○	○	○	○	○	○	○	○	○			
体 幹		○	○	○		○		○	○	○			
内部(心臓・じん臓等)		○	○	○				○	○	○			
知 的 障 害		療育手帳 A 1、A 2、A 最重度、A 重度											
精 神 障 害		精神障害者保健福祉手帳 1 級											

③常時介護するかたが運転する場合：②と同程度の障害があり、身体障害者等のみで生活しているかた

【減免車両】

①障害があるかたが自分で運転するもの

②障害があるかたの通院・通学・通勤・生業・通所・その他の社会参加活動のために、同居する家族等が月4回以上、概ね6か月以上にわたって継続的に運転するもの

③単身等で生活している障害があるかたの通院・通学・通勤・生業・通所のために、常時介護をするかたが週3回以上、1年以上にわたって継続的に運転するもの

※ただし、障害のあるかた1人1台に限ります。

※車検証に記載される所有者、使用者ともに障害者本人でなければなりません。

ただし、割賦販売の場合は、所有者が自動車販売業者等で、使用者が障害者本人でも構いません。
また、障害者が18歳未満の場合、または知的障害・精神障害の場合は、手帳に記載されている保護者、または住民票謄本(世帯全員の続柄記載)等で確認できる保護者の相当する方の名義でも構いません。

【申請に必要なもの】

◆自動車税(種別割、環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)

本人運転 障害者本人が所有し、本人が運転する場合	①自動車検査証 ※電子車検証のかたは、電子車検証と一緒に発行された「自動車検査証記録事項」も必要 ②運転するかたの免許証(両面の写しで可) ③身体障害者手帳等(原本が必要) ④減免申請書(県税事務所にあります)
家族運転 障害者本人が所有し、同一生計者(同居しているかたに限る)が運転する場合 上記①～④と、 ア)使用目的の申出書(家族運転用) イ)障害者と運転者が同居していることを証する書類(手帳等や運転免許証で確認できる場合は不要です。)	介護者運転 障害者のみで生活されている世帯の障害者が所有し、常時介護者が運転する場合 上記①～④と、 ウ)使用目的の証明書(通院証明等) エ)世帯全員の住民票の写し(続柄入) オ)自動車運行計画書

※ウ)の証明書で対象の可否が判断できない場合はその他の書類が必要です。

※エ)で他の世帯員がいる場合は、世帯全員の身体障害者手帳等の写し

※使用目的の証明書は3か月以内発行のものに限ります。

※減免申請書使用目的の申出書及び使用目的の証明書の様式は、県のホームページからダウンロードすることが可能です。各県税事務所、自動車税事務所でも入手できます。

◆軽自動車税(種別割)

本人運転 ①自動車検査証 ※電子車検証のかたは、電子車検証と一緒に発行された「自動車検査証記録事項」も必要 ②運転するかたの免許証(両面の写しで可) (マイナンバーカードと一体化された場合は事前にお問い合わせください。) ③身体障害者手帳等(原本が必要) ④減免申請書 ⑤納税義務者のマイナンバー(個人番号)カードまたは通知カード ⑥委任状および受任者の身分証明書(代理人による申請の場合)	家族運転 左記①～⑥と、 ア)生計同一であることがわかる証明 (同居の場合は不要) 介護者運転 左記①～⑥と、 イ)自動車運行計画書
---	--

※④減免申請書およびイ)自動車運行計画書の様式は、市役所市民税課で入手できるほか、市のホームページからダウンロードすることも可能です。

【申請時期】

◎自動車税(種別割、環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)

申請予定の自動車を新たに取得するかたは、自動車の登録までに申請してください。

4月1日現在、すでに所有している普通自動車の減免を受けるかたは、納期限までに申請してください。

◎軽自動車税(種別割)

納期限の7日前までに申請してください。

※制度の利用にあたっては、事前に下記問合せ窓口へご確認ください。

【問合せ】

◎自動車税(種別割、環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)

三重県自動車税事務所 課税課

TEL 059-253-8057 FAX 059-253-8058

津市雲出長常町字六ノ割1190-1

三重県四日市県税事務所総務室 納税課

TEL 059-352-0572 FAX 059-352-0579

四日市市新正四丁目21-5(三重県四日市市庁舎内)

◎軽自動車税(種別割)

市役所2階 市民税課

TEL 059-354-8133 FAX 059-354-8309

※名義の変更は、

三重運輸支局(普通自動車)

TEL 050-5540-2055

軽自動車検査協会三重事務所(軽自動車)

TEL 050-3816-1779

次の自家用自動車協会で手続きの代行をしていただけます。(手数料が必要です)

〔四日市〕四日市市元新町4-10

TEL 059-353-8266

〔四日市北〕四日市市松原町15-9

TEL 059-364-1289

〔三重西部〕菰野町大字吉沢1414-37

TEL 059-393-4901

自動車と消費税

次のような自動車は、消費税が非課税となります。

①身体に障害を有するかた自身による運転に支障がないよう、身体に障害を有するかたの状態に応じた補助装置(※)が付いている自動車

※補助装置とは、手動運転装置、左アクセル、足踏みウインカー、右駐車ブレーキレバー、足動運転装置、運転手用改造座席等をいう。

②車いす及び電動車いすを使用するかたを車いす等とともに輸送できるよう、車いす等昇降装置を装備しかつ車いす固定装置等がついた自動車

自動車運転免許取得費の助成

所

身体に障害のあるかたが、自動車運転免許の取得が自立に役立つことが見込まれるとき、就労など社会活動に参加しやすいよう自動車運転免許の取得費用の一部を助成します。

【対象者】

次のいずれにも該当するかた

- ①免許を取得したときから、引き続き四日市市内に住所を有しているかた
- ②身体障害者手帳1～4級を持っている18歳以上のかた
- ③世帯の所得制限の限度額を超えないかた
- ④自動車教習所に通って新規に免許を取得したかた
- ⑤他制度により助成を受けていないかた

【内 容】

普通自動車の免許取得に要した費用の3分の2以内、10万円を限度とします。

【申 請】

免許証取得後、1年以内に申請してください。

【問合せ】

障害福祉課 管理係 TEL 059-354-8171 FAX 059-354-3016

自動車改造費の助成

所

身体に障害のあるかたが、就労などにともない免許証の条件に合わせて、自動車の操向装置および駆動装置を改造する場合、その費用の一部を助成します。

【対象者】

次のいずれにも該当するかた

- ①身体障害者手帳(肢体不自由)を持っている18歳以上のかた
- ②自らが所有し、運転する自動車の操向装置および駆動装置などの一部を改造する必要があるかた
※対象者が未成年であっても、本人名義の自動車の改造のみが助成対象となります。
- ③世帯の所得制限の限度額を超えないかた
- ④前回の自動車改造費補助を受けてから、3年を経過したかた

【内 容】

改造に要した費用のうち、10万円を限度とします。

【申 請】

必ず、改造前にご相談ください。(改造後は、申請できません。)

【問合せ】

障害福祉課 管理係 TEL 059-354-8171 FAX 059-354-3016

自動車燃料費用の助成

所

【対象者】

肢体障害(下肢または体幹)1～3級または内部障害1級の身体障害者手帳を持ち、ご自分の所有する自動車をご自分で運転し、下記の要件にすべて該当するかた。

①75歳未満のかた(当該年度中に75歳に到来するかたは、当該年度のみ対象)

②市民税非課税のかた

※タクシー料金助成を利用しているかた、施設入所中のかた、生活保護を受給されているかたは除きます。

※障害があるかた本人の名義の車両に、本人が運転し給油した燃料費用のみが助成の対象です。

【内 容】

一月当たり、ガソリン、軽油ともに2,500円を上限に助成します。

【申 請】

事前に受給資格認定の申請をしてください。また、年に一度現況届の提出が必要です。

【問合せ】

障害福祉課 管理係 TEL 059-354-8171 FAX 059-354-3016

運転免許の適性審査

身体に障害のあるかたが運転免許を取得する場合、また、免許取得後、お身体に変化のあった場合などに、その障害の程度により適性審査が必要です。

【問合せ】

警察本部・交通部運転免許センター適性審査係

津市垂水2566 TEL 059-229-1212

身体障害者標識・聴覚障害者標識

障害があるかたが運転していることを示す標識(マーク)です。

身体障害者標識



肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている人の車に表示するマークです。

聴覚障害者標識



聴覚障害であることを理由に運転免許に条件を付されている人の車に表示するマークです。

有料道路通行料金の割引

通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用される障害者のかたに対し、自立と社会経済活動への参加を支援するため、有料道路料金が割引されます。

※割引を受けるには事前申請が必要です。

※割引金額は通常料金の半額です。本割引の適用を受ける場合、重複して適用されない割引があります。

【対象者】

- ①障害者本人が運転する場合：身体障害者手帳第1・2種を持っているかた
- ②障害者本人以外が運転し、障害者本人が同乗する場合：身体障害者手帳第1種、療育手帳第1種(A)を持っているかた

※身体障害者手帳第2種のかたは、障害者本人が運転する場合のみ割引対象となります。

【割引の対象となる車】

事前に登録が可能な自動車は、以下のとおりです。(一人につき1台のみ)

- ◎自動車は個人所有のものに限り、リース車は長期リース契約の場合のみ対象となります。
- ◎営業用の自動車(車検証等の「自家用・事業用の別」欄に「事業用」と記載されている場合や、割賦購入または長期リース以外で、法人名義の自動車を利用している場合など)は対象になりません。
- ◎自動車の所有者および使用者：本人、配偶者、直系親族(兄弟姉妹含む)及びその配偶者、並びに同居の親族等(対象者②については、上記のかたが自動車を所有していない場合、本人を日常的に介護しているかたが対象となることがあります。)

※レンタカー、車検・修理時の代車、タクシー(対象者②の人のみ)等でも、手続き後に手帳に貼付するシールを提示することで、割引が受けられます。(ETCは利用不可)

【申 請】以下の書類を持って、障害福祉課の窓口で手続きしてください。

ETCを利用しない場合	ETCを利用する場合
①身体障害者手帳または療育手帳 ②自動車検査証または軽自動車届出済証(※) ③運転免許証(障害者本人が運転する場合のみ) ④割賦契約書またはリース契約書 ※自動車を事前登録しない場合(レンタカー、車検、修理等の代車等)は、②④は不要	①身体障害者手帳または療育手帳 ②自動車検査証または軽自動車届出済証(※) ③運転免許証(障害者本人が運転する場合のみ) ④ETCカード(本人名義のもの。未成年の場合、親権者または法定後見人名義でも可) ⑤ETC車載器セットアップ申込書・証明書等(ETC車載器の管理番号がわかるもの) ⑥割賦契約書またはリース契約書

※電子車検証で申請する場合は、電子車検証と自動車検査証記録事項をご持参ください。

※ETCを利用する場合は、オンラインによる申請が可能です。<https://www.expressway-discount.jp>
(ご利用にはマイナンバーカードと「マイナポータル」への登録が必要です。)



【更新申請】

- ◎障害者割引の適用には有効期限があります。(有効期限は手帳に記載します。)
- ◎更新申請は、割引有効期限の2か月前から行うことができます。

【問合せ】

有料道路ETC割引登録係(割引の内容に関すること)

TEL 045-477-1233 (受付時間：平日9時～17時)

障害福祉課 管理係(申請手続きに関すること)

TEL 059-354-8171 FAX 059-354-3016

駐車禁止除外指定車標章の交付申請ができます

心身に障害があり、駐車禁止除外対象の基準に該当するかたは、駐車禁止規制の適用から除外される場合があります。次の窓口で相談してください。

【問合せ】

四日市南警察署交通課 新正五丁目5-5 TEL 059-355-0110

四日市北警察署交通課 大字羽津4452 TEL 059-366-0110

四日市西警察署交通課 菟野町大強原3241 TEL 059-394-0110

おもいやり駐車場利用証制度

公共施設や商業施設に設置されているおもいやり駐車場の利用証を交付します。

【対象者】

視覚障害1～4級、聴覚障害2・3級、平衡機能障害3・5級、上肢障害1・2級、下肢障害1～6級、体幹機能障害1～3・5級、内部障害(心臓、じん臓等)1～4級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護1～5の高齢者、特定医療費(指定難病)受給者、特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾病医療費受給者、母子健康手帳取得時～産後2年の妊産婦等(多胎児妊産婦は産後3年)、けが人その他のいずれかに該当し、歩行が困難なかた

【問合せ】

三重県津市広明町13番地

三重県 子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課 施設整備・ユニバーサルデザイン班

TEL 059-224-3349 FAX 059-224-2270

【申請手続】

三重県ホームページから電子申請

https://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/73426012526_00001.htm



【窓口での申請(四日市市内)】

◎三重県北勢福祉事務所(四日市市新正四丁目21-5(三重県四日市庁舎2階 福祉課) 即日交付可)

◎障害福祉課

◎保健予防課(精神障害者、特定医療費(指定難病)受給者、特定疾患医療受給者)

◎こども家庭センター(妊産婦、小児慢性特定疾病医療費受給者)

【申請時に必要なもの】

身体障害のあるかた	身体障害者手帳
知的障害のあるかた	療育手帳
精神障害のあるかた	精神障害者保健福祉手帳
要介護高齢者等	介護保険被保険者証
難病患者	特定疾患医療受給者証、特定医療費(指定難病)又は小児慢性特定疾患医療受診券
妊産婦	母子健康手帳 ※妊産婦の方は出産(予定)日が必須です。
けが人	医師の診断書又は証明書
その他	医師の診断書又は証明書



※申請書預かり窓口 中部を除く各地区市民センターにも申請書が置いてあります。

※代理人が申請される場合は、上記と合わせて代理人の方の本人確認書類(運転免許証等)が必要です。

公共料金の減免など

心身に障害のあるかたの経済的な負担を軽くするため、公共料金などの減免制度や助成の制度があります。

鉄道運賃の割引

【対象者】

身体障害者手帳第1・2種、療育手帳第1種(A)・第2種(B)を持っているかた

【内容例】

※割引内容については各社異なる場合があります。詳しくは各鉄道会社へお問合せください。

※精神障害者保健福祉手帳を提示すると割引が受けられる場合があります。詳しくは各鉄道会社へお問合せください。

利用区分	種 類	割引率	取扱区間
第1種のかたが、介護者とともに利用する場合	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券 (小児を除く)等	50% 〔介護者〕 も同率	全 線
12歳未満の第2種のかたの介護者	定期乗車券 (介護者のみ)		
第1種のかた及び第2種のかたが、1人で利用する場合	普通乗車券	50%	全 線 ただし、片道100kmを超える区間に限る

【利用方法】

乗車券等を購入するときに、手帳を発売窓口に提示してください。

【問合せ】

各鉄道会社

バス運賃(JR、三交、三岐等)の割引

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を持っているかた

【内 容】

◎普通乗車券

降車時に手帳を提示すれば、運賃が50%割引になります。さらに、第1種(療育手帳Aを含む)のかたは、介護者も割引になることがあります。

※割引内容については、各社異なる場合があります。詳しくは各バス会社へお問合せください。

【問合せ】

各バス会社

タクシー運賃の割引

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を持っているかた

【内 容】

三重県内のタクシーを利用するとき、手帳の提示により、運賃が割引になることがあります。

※割引内容については、各社異なる場合があります。詳しくは各タクシー会社へお問い合わせください。

【問合せ】

各タクシー会社

タクシー料金の助成

所

【対象者】

視覚障害1・2級、肢体障害(下肢または体幹)1～3級、内部障害1級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの障害者手帳を持ち、市民税非課税のかた(18歳未満の場合は、世帯全員が市民税非課税のかた)

※施設入所中のかたは利用できません。

※自動車燃料費用助成を利用しているかたは除きます。

【内 容】

協力タクシー事業所で使用できる「タクシー利用券(1枚あたり500円)」を年間1冊(72枚綴り)お渡しします。タクシー料金が500円ごとに1枚、1乗車につき最大2枚まで利用できます。(利用できる区域は四日市市内に限ります。)

※同一年度内の追加交付や紛失等による再発行はできません。

【申請に必要なもの】

障害者手帳

※代理人が申請する場合は、上記と合わせて、本人の印鑑及び代理人の本人確認書類が必要です。

※中部を除く各地区市民センターでも申請できます。

【問合せ】

障害福祉課 管理係 TEL 059-354-8171 FAX 059-354-3016

航空運賃の割引

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を持っているかた(12歳以上)とその介護者

【内 容】

国内線を利用するとき、航空運賃が割引になることがあります。

【問合せ】

各航空会社

市営自転車等駐車場料金の減免

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っているかた

【内 容】

近鉄四日市駅南自転車等駐車場(鵜の森一丁目、近鉄名古屋線高架下)または近鉄四日市駅北自転車等駐車場(安島一丁目、近鉄湯の山線高架下)を利用する場合に、利用料金減免申請書を提出することにより利用料金が半額になります。

※申請・利用の際に、手帳の提示が必要です。

【問合せ】

近鉄四日市駅南自転車等駐車場 TEL/FAX 059-356-0600

近鉄四日市駅北自転車等駐車場 TEL/FAX 059-357-2014

くすの木パーキングの駐車料金の割引

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っているかた

【内 容】

障害者手帳を提示することで割引(5割引)を受けることができます。ご利用の際は、事前に管理事務所か中央監視室まで連絡してください。ただし、障害者手帳を未携帯の場合は割引を受けることができません。

【問合せ】

くすの木パーキング管理事務所

TEL 059-355-3369 FAX 059-352-0326

NHK放送受信料の免除

所

【内 容】

全額免除	次の(1)かつ(2)を満たすこと (1) 障害(身体・知的・精神)のあるかたが世帯にいる (身体または精神障害の場合は、障害者手帳を持っていること) (2) 世帯員全員が市民税非課税
半額免除	次の(1)に該当し、(2)の(a)～(d)いずれかの要件を満たすこと (1) 障害(身体・知的・精神)のあるかたが世帯主であり、かつNHK契約者であること (2) (a)視覚または聴覚の障害で、身体障害者手帳を持っているかた (b)身体障害者手帳(障害等級1・2級)を持っているかたで、(a)以外のかた (c)児童相談所、三重県障害者相談支援センターで重度(A)と判定された知的障害のあるかた (d)精神障害者保健福祉手帳(障害等級1級)を持っているかた

【半額免除のオンライン申請について】

半額免除の申請を行う場合は、窓口・郵送での申請のほか、マイナポータルと連携したオンライン申請も可能です。

◎対象者

上記の半額免除の要件を満たし、マイナポータルの利用登録をしているかた

※療育手帳Aで申請する場合は対象外

◎申 請

「NHK 受信料の窓口」を検索し、必要情報の入力や
マイナポータルでの本人認証などを行ってください。

https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/exemption_list.html



【問合せ】

NHK津放送局(免除の内容・半額免除のオンライン申請に関すること)

TEL 059-229-3002 **FAX** 059-229-3039

障害福祉課 管理係(市役所窓口や郵送での申請手続きに関すること)

TEL 059-354-8171 **FAX** 059-354-3016

青い鳥郵便はがきの配布

【対象者】 身体障害者手帳1・2級及び療育手帳Aを持っているかた

【内 容】

申し込み(毎年4月1日～5月31日に受付)により、お1人につき年20枚の郵便はがきが無料で配布されます。

【問合せ】 各郵便局

携帯電話の使用料の割引

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っているかた

【内 容】

各携帯電話会社により異なりますので、各携帯電話会社へお問い合わせください。

【問合せ】

各携帯電話会社

NTT無料番号案内(ふれあい案内)

【対象者】

①身体障害者手帳を持っているかたで、次の障害に該当するかた

視覚障害……1～6級

上肢・体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能(移動機能)障害……1・2級

聴覚障害……2・3・4・6級

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害……3・4級

②療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っているかた

【内 容】

NTT電話番号案内<TEL 104>が無料で利用できます。

【申 込】

電話またはFAXにて登録希望のご連絡をしてください。

【問合せ】

フリーダイヤル 0120-104174 FAX 0120-104134

受付時間／午前9時～午後5時(土曜、日曜、祝日および年末年始を除く)

住 宅

障害者世帯住宅

所

【対象者】

市営住宅の入居資格があって、本人または同居者が1～3級の身体障害者手帳を持ち、常時車いすを使って生活しているかたのいる世帯

【内 容】

定期募集時公募し、抽選にて入居者を決定します。

【問合せ】

市営住宅課 TEL 059-354-8218 FAX 059-354-8404

県営住宅に関するお問い合わせ

県営住宅に関することは下記までお問い合わせください。

【問合せ】

鈴鹿亀山不動産事業協同組合(鈴鹿市寺家町1085-1)

TEL 059-373-6802 FAX 059-373-6803

社会参加

障害者デイサービス 機能訓練(理学療法)

疾病・外傷などで四肢、体幹などに身体機能の低下があるかたに対し、主に家庭でできる自主訓練の指導を行い、自身の身体状況の把握や機能の維持・向上を支援します。

【対象者】

病院でのリハビリが終了し、介護保険等のサービス対象外の身体障害者手帳を持っている在宅のかた(18歳以上)

【内容等】

理学療法士等による訓練・指導

身体症状に合わせて一人ひとりに適した訓練プログラムの提案や、自主訓練の指導を行います。

日時：主に月曜日、水曜日、木曜日

場所：障害者福祉センター(総合会館4階) 機能回復訓練室

※詳細等については、別途お問合せください。

【費用】 1回150円(送迎を行った場合は、別途片道50円加算)

【問合せ】

四日市市障害者福祉センター(四日市市社会福祉協議会) 四日市市諏訪町2-2 総合会館3階

TEL 059-354-8275 FAX 059-354-8426

メール y-with@m3.cty-net.ne.jp

障害者デイサービス 機能訓練(言語リハビリ)

脳卒中の後遺症などで言語に障害のあるかたに、日常生活の自立支援のための言語訓練を行っています。

【対象者】

身体障害者手帳を持っていて、次のいずれかに該当するかた(18歳以上)

- ①病院でのリハビリが終了し、引き続き訓練を必要とするかた
- ②言語障害があるが、必要な訓練を受けていないかた
- ③障害などにより、言語機能が低下しているかた

【内容等】

言語聴覚士による訓練・指導

言語症状に合わせて個別や集団で訓練を行います。

日時：月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで

場所：障害者福祉センター(総合会館3階) 言語訓練室

※詳細等については、別途お問合せください。

【費用】 1回150円(送迎を行った場合は、別途片道50円加算)

【問合せ】

四日市市障害者福祉センター(四日市市社会福祉協議会) 四日市市諏訪町2-2 総合会館3階

TEL 059-354-8275 FAX 059-354-8426

メール y-with@m3.cty-net.ne.jp

障害者デイサービス 社会適応訓練(点字教室)

日常生活に必要な点字の習得や情報提供を行い、社会参加を進めています。

【対象者】 視覚障害で身体障害者手帳を持っている在宅のかた(18歳以上)

【内容等】

点字の学習や、生活に必要な情報提供、交流など

日時：第1・3金曜日 午後1時30分から3時まで

場所：障害者福祉センター(総合会館3階) 社会適応訓練室

※詳細等については別途お問合せください。

【費用】 1回150円

【問合せ】

四日市市障害者福祉センター(四日市市社会福祉協議会) 四日市市諏訪町2-2 総合会館3階

TEL 059-354-8275 FAX 059-354-8426

Eメール y-with@m3.cty-net.ne.jp

障害者デイサービス 創作的活動

様々な創作的活動等の教室を開催し、仲間との交流や、より積極的な社会参加へのきっかけづくりを行っています。

【対象者】 身体障害者手帳を持っている在宅のかた(18歳以上)

【内容等】

創作的活動など

日時：月1~2回、1回2時間程度

場所：主に障害者福祉センター(総合会館3階)

※詳細等については別途お問合せください。

【費用】 1回150円

【問合せ】

四日市市障害者福祉センター(四日市市社会福祉協議会) 四日市市諏訪町2-2 総合会館3階

TEL 059-354-8275 FAX 059-354-8426

Eメール y-with@m3.cty-net.ne.jp

四日市市障害者福祉センター(貸館)

障害者団体及び障害者に関するボランティア団体に活動の場を提供します。

【貸館時間】 午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日は午後5時まで

【休館日】 12月29日から翌年1月3日まで

【利用資格】 市内で活動する障害者団体や障害者関係ボランティア団体
※事前に利用団体登録が必要です。(登録要件有)

【利用料】 無料

【問合せ】 四日市市障害者福祉センター(四日市市社会福祉協議会) 四日市市諏訪町2-2 総合会館3階

TEL 059-354-8275 FAX 059-354-8426

Eメール y-with@m3.cty-net.ne.jp

移動支援

【対象者】

全身性障害(肢体不自由1級)・知的障害・精神障害等のあるかたで、外出のときの付き添いが必要なかた

【内 容】

重度の障害のあるかたが外出するとき、ヘルパーが付き添い、案内などの支援をします。

※通勤、通学、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出は移動支援事業の対象としていません。ただし、保護者の付き添いがないと通学できない子どもについて、保護者の体調不良や急用等の緊急、かつ、やむを得ない事情に限り、子どもの状態や生活環境の状況等を勘案して、移動支援を利用していただくこともできますので、学校の担任や相談支援事業所の相談支援専門員にご相談ください。

【費 用】

世帯の課税状況等により利用者負担があります。

【事業所】

四日市市移動支援指定事業者

【問合せ】

障害福祉課 障害福祉係 TEL 059-354-8527 FAX 059-354-3016

同行援護

【対象者】

視覚障害のあるかた

【内 容】

視覚障害のあるかたが外出するとき、ヘルパーが付き添い、移動に必要な情報を提供するなどの支援をします。

【費 用】

世帯の課税状況等により利用者負担があります。

【事業所】

障害福祉サービス指定事業者

【問合せ】

障害福祉課 障害福祉係 TEL 059-354-8527 FAX 059-354-3016

手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚等に障害のあるかたのコミュニケーションを円滑にするため、必要に応じて手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

【対象者】 聴覚等に障害があり、手話通訳や要約筆記を必要とするかた

【内 容】 市役所などの公的機関や病院へ出かけるとき、いろいろな相談、手続きなどで、手話通訳や要約筆記を必要とする場合に派遣します。（要約筆記とは、相手の話を要約し、文字にして伝える方法です。）

【遠隔手話・文字通訳】

スマートフォンやタブレットのビデオ通話機能を使って、手話通訳者や要約筆記者とつながることができます。

【問合せ】

障害福祉課 障害福祉係 TEL 059-354-8527 FAX 059-354-3016

メール syougai Fukushima@city.yokkaichi.mie.jp

失語症会話パートナーの派遣

失語症のかたのコミュニケーションを円滑にするため、必要に応じて失語症会話パートナーを派遣します。

【対象者】 脳血管障害または頭部外傷などによって失語症となられたかた

【内 容】 失語症のかたが参加する会議や失語症のかたのために行われる催し物、団体活動などに失語症会話パートナーを派遣します。

【問合せ】

障害福祉課 障害福祉係 TEL 059-354-8527 FAX 059-354-3016

メール syougai Fukushima@city.yokkaichi.mie.jp

FAX・インターネットを利用した警察・消防への通報

聴覚に障害のあるかたや、言語に障害のあるかたが緊急通報（警察・消防）をするときにFAXやインターネットをご利用できます。

◎警察への通報（緊急の場合のみ）

FAX 059-229-0110

スマートフォン：110番アプリ（ダウンロードが必要）

インターネット：ウェブ110番(<http://mie110.jp/>)

◎消防への通報（緊急の場合のみ）

FAX 119

WEB Net119（携帯等の端末を利用した通報システム）※事前に障害福祉課へご相談ください。

【問合せ】

障害福祉課 障害福祉係 TEL 059-354-8527 FAX 059-354-3016

選挙の投票

【郵便等による不在者投票】

身体障害者手帳をお持ちで、下表のいずれかに該当する場合は、自宅などで投票用紙に記載して選挙管理委員会に郵送する「郵便等による不在者投票」の制度が利用できます。この制度を利用するには、あらかじめ選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

障 害 名	等 級
両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
免疫、肝臓の障害	1級から3級

◎代理記載制度

「郵便等による不在者投票」をすることができるかたのうち、上肢または視覚の障害が1級のかたは、代理人に投票に関する記載をさせることができます。この制度を利用するには、あらかじめ、選挙管理委員会に代理記載人の届出が必要です。

※戦傷病者手帳または介護保険被保険証をお持ちのかたも、障害の程度や要介護状態区分によっては、同様の制度が利用できる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【点字投票】

視覚に障害のあるかたは、点字で投票する点字投票ができます。点字投票を希望されるかたは、投票所で係員にお申し出ください。

【代理投票】

身体の障害などで、ご自分で投票用紙に記載することができないかたは、投票所の係員が代筆する代理投票制度を利用できます。（※付き添いのかたが代筆することはできません。）

代理投票を希望されるかたは、投票所で係員にお申し出ください。

【投票所配置物品等】

各投票所には、次のものを用意しています。希望するかたは、係員にお申し出ください。

- ・点字器、車いす、老眼鏡、ルーペ、文鎮、氏名等一覧、コミュニケーションボード、選挙支援カード、投票用紙記入補助具（見えない、見えにくい人が安心して投票用紙の記名枠に候補者名などを書ける補助具）
- ・座って記載したり、車いすのまま記載できる記載台を備え付けています。

【投票所への移動支援】

投票所まで自ら移動することが困難な市内居住者のうち、次の要件を満たすかたを対象に自宅から投票所までの往復区間をタクシーで無料送迎します。

四日市市の選挙人名簿に登録されているかたで、次の1～3の要件すべてに該当するかた

1. 投票日当日、移動のための交通又は補助の移動手段（家族等の送迎）がない
2. 次の①・②のいずれかに該当
 - ①要介護3以上の認定を受けている
 - ②次のアからウのいずれかの障害に該当する
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けていて、次のいずれかの障害の部位及び等級に該当する
 - （ア）下肢・体幹機能障害1～3級
 - （イ）視覚障害1・2級
 - （ウ）内部障害1級
 - イ 療育手帳A1・A2の交付を受けている
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている

3. 次の①・②のいずれかに該当する

①自らタクシーへの乗車が可能

②自らタクシーへの乗車が困難な場合は、自宅等及び投票所で、タクシーへの乗車を介助するかたを同伴できる

※利用にあたっては、事前に申請が必要です。詳しくはお問い合わせいただくか、選挙管理委員会のホームページをご覧ください。

【問合せ】

四日市市選挙管理委員会事務局(総務課内)

TEL 059-354-8269 FAX 059-359-0286

障害者就労支援

就労を希望する障害のあるかたを対象に、就労の訓練を支援します。

【対象者】

心身に障害のある就労していないかたで、原則次の①～③を満たしているかた

①18歳以上 ②各種学校等に籍を置かないもの ③生活介護等、通所系のサービスを利用中でないもの

【問合せ】

四日市市社会福祉協議会 ワークセンター ※相談事業を行う機関を通じてご相談ください。

障害福祉サービス事業所等通所費の給付

障害福祉サービス事業所等へ通所しているかたの交通費を給付することにより、障害のあるかたの社会参加を促進するとともに経済的な負担を軽減します。

【対象者】

生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所に通所しているかた

【内 容】

通所にかかる公共交通機関等の交通費の一部を給付します。

(世帯の課税状況等により給付額が異なります。)

【問合せ】

障害福祉課 障害福祉係 TEL 059-354-8527 FAX 059-354-3016

知的障害者社会適応訓練

障害のあるかたやその家族や支援者を対象に、日常生活相談、療育・保健指導などを行い、社会への参加と生きがいを高める活動をしています。

【対象者】 知的障害があるかたやその家族・支援者

【内 容】 第3火曜日(家族・支援者対象)、第2日曜日(児童対象)、第4日曜日(成人対象)

【問合せ】 四日市市手をつなぐ育成会 TEL 059-353-8036(上川・水谷・伴野)

四日市視覚障害者福祉センター

市内の視覚障害のあるかたを対象に三療(はり、きゅう、マッサージ)講習会、安全安心講習会、防災講習会、点訳業務、貸館業務等を実施しています。

【問合せ】

四日市視覚障害者福祉センター(四日市市幸町3-5) TEL 059-354-5549

知的障害者青年学級(青年のつどい)

知的障害のあるかたを対象に、余暇利用の指導、交流を深めるための活動を行い、社会性を身につけてもらうことをめざしています。

【対象者】 知的障害のあるかた

【内 容】

料理教室、学習、運動、レクリエーションなど

ひながの会 毎月1回 日曜日 日永地区市民センター

おんなのこくらぶ 毎月1回 日曜日 あさけプラザ

おとこのこくらぶ 毎月1回 日曜日 四日市市障害者体育センター

ダンスチーム 毎月1回 日曜日 四日市市障害者体育センター

【問合せ】 四日市市手をつなぐ育成会 TEL/FAX 059-353-8036

四日市市障害者体育センター

【開館日】

月曜日：午後1時～午後5時

水曜日～土曜日：午後1時～午後9時

日曜日：午前9時～午後5時

【休館日】 毎週火曜日、祝日、年末年始

【種 目】

バレーボール、ボッチャ、卓球、視覚障害者卓球、
バドミントン、アーチェリーなど

【使用料】 障害があるかたや、その付添者は無料です。

【問合せ】 四日市市西日野町4070-1 TEL/FAX 059-322-1784

Exメール stc26@m2.cty-net.ne.jp



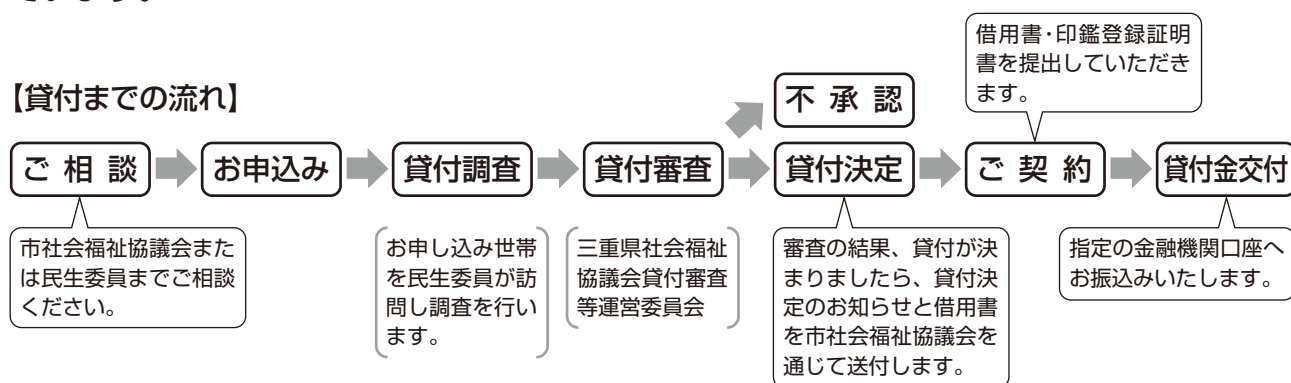
貸付等

生活福祉資金貸付

この制度は、低所得世帯・高齢者世帯・障害者世帯の生活安定、向上を図ることを目的に色々な資金を貸し付ける制度です。

また、この制度は単に資金を貸し付けるものではなく、相談・援助活動と共にその世帯の経済的自立を図り、みんながいきいきと暮らせる地域社会をつくりあげることが目的としています。

【貸付までの流れ】



【借受人(借入申込者)】

概ね65歳未満で、原則世帯の生計中心者のかた

なお、借受人が未成年の場合は法定代理人(親等)の同意が必要です。また65歳以上の高齢のかたの場合は、連帯借受人を付けることで借受人になることが認められる場合があります。

【連帯保証人】

◎お申し込みの際、原則として1名必要

◎年齢65歳未満で、所得税課税者

◎借受人と別世帯に属し、原則として県内に在住で、かつ、借受人世帯の生活の安定に熱意のあるかた

【所得基準】

対象世帯(低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯)ごとに所得基準を設けています。世帯の所得が多い場合は貸し付け対象にならないことがあります。

【ご注意ください】

この資金は他制度の利用が困難な場合に貸付を行います。他の制度が利用できる場合は他制度が優先となりますので、お申し込みの際に他制度の利用の可否について確認させていただきます。

この資金は貸付制度であり、返済していただく義務があります。このため貸付金の利用目的だけではなく借受人、連帯借受人及び連帯保証人の返済能力も含めて審査を行います。申請内容によって貸付に至らない場合もあります。

【問合せ】

四日市市社会福祉協議会 総務課

TEL 059-354-8265 FAX 059-354-6486

貸付の種類

福祉費(住宅)

貸付限度額250万円

◎住宅を増築、改築、拡張、補修、保全のための経費

【対象経費】

- 一般的な住宅の増改築、拡張、補修、保全のための経費
- 高齢者や障害のあるかたが在宅で生活するための居室、玄関、トイレ、浴室、洗面所等の改修、廊下等の段差解消、スロープの設置などのバリアフリー工事
- 風雨被害のための住宅補強、土砂崩れ、石垣の崩れの補修、補強等の費用

【対象外】

× 新築の場合

障害者等福祉用具購入費

貸付限度額170万円

◎障害のあるかた、または高齢者が日常生活の便宜を図るための高額な福祉用具等の購入に必要な経費

【対象用具等】

- 一般の福祉資金では対応のできない日常生活に必要な高額福祉用具
(例: オブチスコープ(弱視用拡大読書器)、視覚障害者用ワープロ、油圧式リフト、肢体不自由者用クーラー、電動式ギャッジベッド、聴覚障害者のための文字放送用テレビ、コミュニケーション機器等の購入等)

障害者自動車購入費

貸付限度額250万円

◎障害のあるかた自らが運転する場合または障害のあるかたと生計を同一にするかたが専ら当該障害者の日常生活の便宜または社会参加の促進を図るために自動車を購入するために必要な経費等

【対象経費】

- 自動車購入費、車検、修理、障害に応じた改造費用、消費税、自動車損害賠償責任保険料、その他必要な装備

【対象車種】

- 排気量2,000cc以下の車両とすること(国産車に限る)

【対象外の経費】

- × 日常生活上必ずしも必要としない装備・付属品(カーナビ・エアロパーツ・大径タイヤ等)
- × 任意保険保険料
- × 世帯に3台目以上の車

【買い換えの条件】

- 現在使用中の自動車の使用期間が新車購入後5年以上経過しているまたは走行距離が5万キロを超えていること。ただしその車が何らかの理由(事故等)で使用不能になった場合はこの限りではありません。

職 業

障害のあるかたの雇用の促進と職業の安定のために、次の機関が相談に応じ、各種の支援を提供しています。

四日市公共職業安定所(ハローワーク四日市)

障害のあるかたの職業の相談から就職後のアフターケアまで、一貫した支援を行っています。

◎四日市市本町3-95

TEL 059-353-5566

FAX 059-354-1921

三重障害者職業センター

障害のあるかたの職業能力・適性の評価、職業準備訓練、職業講習、職域開発援助事業、就職後の職場適応指導等を行っています。

◎津市島崎町327-1

TEL 059-224-4726

FAX 059-224-4707

国立(県営)愛知障害者職業能力開発校

障害のあるかたの能力に適した職種について、基礎的な知識・技能の職業訓練を実施し、就職など社会参加のできる技術者の養成をめざしています。

◎愛知県豊川市一宮町上新切33-14

TEL 0533-93-2102

FAX 0533-93-6554

【問合せ】

四日市公共職業安定所

(専門援助部門) **TEL** 059-353-5566

国立職業リハビリテーションセンター

障害のあるかたの職業能力などの評価、職業訓練・指導までの総合的な職業リハビリテーションを提供する施設です。

◎埼玉県所沢市並木4-2

TEL 04-2995-1711

FAX 04-2995-1052

【問合せ】

四日市公共職業安定所

(専門援助部門) **TEL** 059-353-5566

※ 宿舍利用希望者は障害福祉課へ

TEL 059-354-8527

FAX 059-354-3016

国立吉備高原職業リハビリテーションセンター

障害のあるかたの職業能力などの評価、職業訓練・指導までの総合的な職業リハビリテーションを提供する施設です。

◎岡山県加賀郡吉備中央町吉川7520

TEL 0866-56-9007

FAX 0866-56-7636

【問合せ】

四日市公共職業安定所

(専門援助部門) **TEL** 059-353-5566

福祉のまちづくり

障害のあるかた、高齢者等をはじめとするすべてのかたがたが市民の一人として街にでかけ、買い物を楽しみ、文化行事などに参加できるよう、福祉のまちづくりを進めています。

バリアフリーのまちづくり

四日市市では、障害のあるかた、高齢者等をはじめとするすべてのかたがたが自由な活動や平等な社会参加ができるように、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」(1999年3月19日制定)に基づいて、対象となる施設の整備についての事前協議、指導等を行っています。

【対象施設】

- ◎建築物(公共施設、病院、福祉施設、銀行、映画館、百貨店、スーパーマーケット、飲食店など)
- ◎道路(歩道等をともなうもの)
- ◎公園およびこれに類する施設

【問合せ】

- | | | | |
|------------|-------|-------|------------------|
| ◎建築物に関して | 建築指導課 | 建築確認係 | TEL 059-354-8208 |
| ◎道路に関して | 道路管理課 | 管理係 | TEL 059-354-8210 |
| ◎公園、緑地に関して | 公園緑政課 | | TEL 059-354-8197 |



●三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例適合証

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例で定める整備基準に適合している施設で、適合証が交付された施設に、このマークのプレートが掲示されています。



●障害者のための国際シンボルマーク

このマークは、1969年9月、アイルランドのダブリンで開催された国際障害者リハビリテーション協会の第11回世界会議において決定されたもので、障害をもつ人々が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークです。



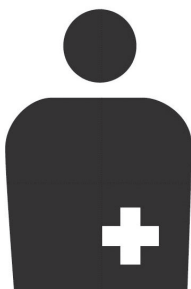
●耳の不自由な人であることをあらわすマーク(耳マーク)

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。耳を図案化し、耳に音が入ってくる様子を矢印で表しています。このマークを身体障害者手帳や診察券の表紙に貼りつけ、病院・官公庁などで提示すれば便利です。



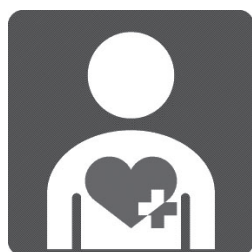
●盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害のある人の安全やバリアフリーを考慮した建物、設備、機器などにつけられています。



●オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレ案内で目にすることができるマークです。



●ハート・プラスマーク

このマークは、「身体内部に障害を持つ人」を表しています。外見では分かりにくく、さまざまな誤解などを受けやすい内部障害・内臓疾患のある人を表すマークです。



●ヘルプマーク

義足や人工関節を使用しているかた、内部障害や難病のかた、または妊娠初期のかたなど、外見から分からなくても援助や配慮を必要としているかたがたが、周囲のかたに配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。(JIS規格)

身体障害者補助犬

身体障害者の自立と、社会参加の促進のために、身体障害者補助犬法が2002年10月に施行され、公共施設及び公共交通機関への補助犬の同伴を拒むことができなくなりました。さらに2003年10月からは、不特定多数のかたが利用する民間施設についても、同様にやむを得ない理由がない限り、同伴を拒むことができなくなりました。

【問合せ】

三重県子ども・福祉部 障がい福祉課 社会参加班

TEL 059-224-2274 FAX 059-228-2085

盲導犬 …… 視覚障害者が安全に歩行できるようにサポートします。

聴導犬 …… 聴覚障害者の生活に必要な音が発生していることを知らせ、必要に応じて音源まで誘導します。

介助犬 …… 肢体不自由者の上肢機能の補助(落下物の拾い上げと受け渡し等)や、体位交換や起き上がり、立ち上がりの介助等をします。

障害を理由とする差別の解消の推進

全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、「障害者差別解消法」が2016年4月1日に施行されました。また、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにし、障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めた「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例」が2018年7月に制定、施行されました。

「障害者差別解消法」では、行政と事業者に対して次のことを求めています。

障害を理由として不当な差別的取り扱いをしないこと。(禁止)
社会的障壁を取り除くための合理的配慮を提供すること。

合理的配慮とは、障害のある人から何らかの手助けや配慮を求められた場合に、負担が重すぎない範囲で、社会的障壁を取り除くための必要な配慮をすることです。行政機関に対しては義務、事業者に対しては努力義務として規定されていましたが、2024年4月1日から事業者も義務化されました。

【相談窓口】

障害福祉課 TEL 059-354-8171 FAX 059-354-3016

Example syougai Fukushima@city.yokkaichi.mie.jp

三重県障がい福祉課 TEL 059-224-2274 FAX 059-228-2085

Example shoho@pref.mie.lg.jp

苦情解決

福祉サービスをご利用いただく上で、サービス内容の不満や困ったことが起きた場合は、

①福祉サービス事業者が「苦情解決責任者」と「苦情受付担当者」を設置し、福祉サービス利用者等からの苦情・相談をお聴きし、話し合いによる解決に努めます。

また、事業所には第三者委員を設置し、利用者からの苦情を直接受け付けたり、聴いたりし両者の間に入って、苦情解決のための助言を行うなど、積極的に関われる体制がつけられています。

②利用者と事業者の両者が話し合っても解決が難しいケースや直接言いにくいケースについては、三重県福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。

三重県福祉サービス運営適正化委員会では、相談・助言・事情調査・申し入れやあっせんなどにより、解決に向けた支援を行います。

※三重県福祉サービス運営適正化委員会は、第三者的な立場で、苦情を解決するためのお手伝いをします。

【問合せ】

三重県福祉サービス運営適正化委員会

津市桜橋二丁目131 三重県社会福祉会館2階(三重県社会福祉協議会内)

TEL 059-224-8111 FAX 059-213-1222

Example ansin@miewel.or.jp

受付時間：月曜日～金曜日(午前9時～午後5時)

土日祝日、年末年始を除きます。

○身体障害者障害程度等級表(太線から左側は第1種、右側は第2種を表す)

級 別		1 級	2 級	3 級
視覚障害		視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)が0.01以下のもの	1.視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2.視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ)が28度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1.視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く) 2.視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
聴覚または、平衡機能の障害	聴覚障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害
音声機能・言語機能または、そしゃく機能の障害				音声機能言語機能または、そしゃく機能の喪失
肢 体 不 自 由	上 肢		1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの 3.一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.一上肢の機能を全廃したもの	1.両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2.両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3.一上肢の機能を著しい障害 4.一上肢のすべての指を欠くもの 5.一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
	下 肢		1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1.両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.一下肢の機能を全廃したもの
	体 幹		体幹の機能障害により座っていることができないもの 2.体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
		移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
	心臓機能障害		心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
直 腸 ・ 小 腸 ・ 肝 臓 ・ 免 疫 の 機 能 障 害	じん臓機能障害		じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害		呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう または、直腸の機能障害		ぼうこう または、直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう または、直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障害		小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝臓機能障害		肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)

備 考

- 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級上の級とする。但し、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、七級に該当する障害が二以上重複する場合は、六級とする。
- 3 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。

4級	5級	6級	7級
1.視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く) 2.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3.両眼開放視認点数が70点以下のもの	1.視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2.両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3.両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5.両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	
1.両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2.両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		1.両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2.一側耳の聴力レベルが90デシベル以上他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	
	平衡機能の著しい障害		
音声機能言語機能または、そしゃく機能の著しい障害			
1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3.一上肢の肩関節、肘関節または、手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4.一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6.おや指または、ひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7.おや指または、ひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8.おや指または、ひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1.両上肢のおや指の機能の著しい障害 2.一上肢の肩関節、肘関節または、手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3.一上肢のおや指を欠くもの 4.一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6.おや指または、ひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1.一上肢のおや指の機能の著しい障害 2.ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1.一上肢の機能の軽度の障害 2.一上肢の肩関節、肘関節または、手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3.一上肢の手指の機能の軽度の障害 4.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5.一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6.一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3.一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4.一下肢の機能の著しい障害 5.一下肢の股関節または、膝関節の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1.一下肢の股関節または、膝関節の機能の著しい障害 2.一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.一下肢が健側に比して5cm以上または、健側の長さの15分の1以上短いもの	1.一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2.一下肢の足関節の機能の著しい障害	1.両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2.一下肢の機能の軽度の障害 3.一下肢の股関節、膝関節または、足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4.一下肢のすべての指を欠くもの 5.一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して3cm以上または、健側の長さの20分の1以上短いもの
	体幹の機能の著しい障害		
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
ぼうこうまたは、直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			

5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。

6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計算したものをいう。

7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

M E M O

ご自由にお使いください。

発行／四日市市社会福祉事務所障害福祉課

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

◎身体障害者手帳、療育手帳、補装具、日常生活用具に関する事 など

(管理係) TEL▶ 059-354-8171

◎障害福祉サービスに関する事、手話通訳者の派遣に関する事 など

(障害福祉係) TEL▶ 059-354-8527

◎障害者医療費助成、特別障害者手当、障害児福祉手当に関する事 など

(手当・医療費係) TEL▶ 059-354-8163

FAX▶ 059-354-3016

EX-ル▶ syougai Fukushi@city.yokkaichi.mie.jp

2025年 4月